

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第1節 海岸保全施設を整備しようとする区域

(1) 整備区域の選定方針

海岸保全施設を整備しようとする区域は、「第1章第2節(1)防護の目標」で定めた防護すべき地域(防護水準として設定した侵食・高潮・津波等により、海岸の背後地域において、家屋や土地・資産に対して被害の発生が予想される範囲)のうち、現時点から将来時点(2100年時点)にわたり、「侵食および高潮・越波、津波などから防護する必要のある区域」とする。

ここで、「侵食および高潮・越波、津波などから防護する必要のある区域」とは、海岸保全施設が未整備の箇所、海岸侵食が著しく既存の海岸保全施設あるいは背後地・保安林等への影響が懸念される箇所、高潮・越波、津波に対し既存の海岸保全施設では防護できない箇所、老朽化等により海岸保全施設が現在必要とされる機能性を満足していない箇所について、海岸区分に加え、特に侵食では一連となる漂砂系に配慮して設定した区域とする。

また、海岸の生物の生息・生育や景観、あるいは人々の適正な利用の確保の観点から、既存の施設を環境や利用に配慮した施設に作り替えていくことや、既存の施設と一体となった利便施設を整備することに十分な配慮が必要な区域についても選定の対象とする。

(2) 整備区域の選定

上記の(1)整備区域の選定方針に基づき、整備対象区域として79区域(海岸)を選定し、図-2.1.1(整備区域位置図)にその位置を示す。

第2節 海岸保全施設の種類、規模及び配置

(1) 一般的な海岸保全施設の種類と特性

一般的に海岸保全施設は、その機能・形態から堤防、護岸、離岸堤、潜堤、消波工、突堤、養浜、水門・樋門・陸閘などに区分することができる。また、これらに類する施設として、緩傾斜堤、人工リーフ、サンドバイパス工などがある。これらの施設または工法の整備イメージは、図-2.2.1(代表的な海岸保全施設等の整備イメージ)に示すとおりである。

なお、本計画に基づいて整備できる施設の名称、概要・特性、防護の有効性及び周辺の影響については、表-2.2.1(一般的な海岸保全施設の種類と特性及び機能等の概要)のとおりとなる。

また、本県の整備事例について、表-2.2.2(一般的な防護方法と宮崎県内における事例)に示す。

(2) 区域別の海岸保全施設の種類及び規模

これまでの検討を踏まえ、整備区域における海岸保全施設の種類及び規模を表-2.2.3（海岸整備区域整理表）にまとめる。

なお、規模については、護岸に関する代表護岸高と延長を示しており、そのうち代表護岸高は、「第1章第2節（1）防護の目標」における防護水準で示された計画高潮位に対して設計波を作用させた場合の必要高さに余裕高を考慮した高さ、設計津波水位に余裕高を考慮した高さを比較し、大きい方の値を採用した。

実際の整備に当たっては、第4章を参考に、必要に応じて面的防護方式や段階的整備等の工夫を検討した上で、各海岸の護岸高を決定するものとする。

また、延長については、海岸保全施設等を新設または改良しようとする施設、及び維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の延長を記載している。

(3) 区域別の海岸保全施設の配置

整備区域における各海岸保全施設については、現在の海岸利用及び自然環境、景観等に配慮した配置を行い、図-2.2.2（海岸整備区域図）にまとめる。

なお、事業実施時の詳細検討においては、整備による海岸景観、環境のほか利用等への影響を総合的に考慮し、住民等と合意形成を図りながら施設計画検討を行うものとする。

第3節 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設については、定期的な巡視または点検を行い、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕等の措置を講じ、施設の機能を維持する。

また、今後、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態を保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。

なお、これらを実施する区域、施設の種類、規模、配置は、図-2.2.2（海岸整備区域図）及び表-2.2.3（海岸整備区域整理表）にまとめる。

第4節 海岸保全施設による受益地域及びその状況

(1) 受益地域

海岸保全施設の整備によって海岸侵食及び高潮・越波、津波等による災害から防護される地域である受益地域については、図-2.2.2（海岸整備区域図）の中でその範囲を示す。

(2) 土地利用の状況等

受益地域における現況の土地利用の状況については、表-2.2.3（海岸整備区域整理表）の中で「背後地の土地利用」の欄に示す。

番号	海岸名	番号	海岸名	番号	海岸名	番号	海岸名	番号	海岸名	番号	海岸名	番号	海岸名		
1	直海地区海岸	9	南浦漁港海岸 (須美江地区)(浦尻地区)	18	庵川東地区海岸	27	都農漁港海岸	36	宮崎海岸 (石崎浜地区)	47	野島漁港海岸	58	油津漁港海岸	69	大納港海岸
2	北浦漁港海岸	10	浦城地区海岸	19	加草地区海岸	28	名貫海岸	37	宮崎海岸(住吉地区)	48	小内海地区海岸	59	大堂津漁港海岸	70	宮之浦漁港海岸
3	古江港海岸 (古江地区)	11	南浦漁港海岸 (安井地区)	20	門川漁港海岸	29	川南地区海岸	38	宮崎海岸(北地区)	49	鶯巣漁港海岸	60	目井津漁港海岸	71	都井漁港海岸
4	古江港海岸 (阿蘇地区)	12	延岡港海岸	21	細島港海岸	30	川南漁港海岸	39	宮崎海岸(南地区)	50	伊比井海岸	61	大島港海岸	72	黒井港海岸
5	島野浦漁港海岸	13	長浜海岸	22	伊勢ヶ浜海岸	31	高鍋港海岸	40	田吉海岸	51	富士漁港海岸	62	南郷海岸	73	永田海岸
6	野坂地区海岸	14	延岡新港海岸	23	小倉ヶ浜海岸	32	日ノ出海岸	41	宮崎海岸 (赤江地区)(赤江浜)	52	小目井海岸	63	外浦港海岸	74	本城漁港海岸
7	須佐白地区海岸	15	土々呂漁港海岸	24	平岩港海岸	33	二ツ建地区海岸	42	熊野海岸 (木崎浜)	53	宮浦漁港海岸	64	外之浦地区海岸	75	崎田地区海岸
8	熊野江港海岸	16	かしの浜海岸	25	美々津港海岸	34	富田漁港海岸	43	青島漁港海岸	54	鶴戸漁港海岸	65	夫婦浦漁港海岸	76	弓田海岸
		17	金磯地区海岸	26	都農海岸	35	宮崎海岸 (大炊田地区)	44	堀切海岸	55	風田・平山海岸	66	市木漁港海岸 (築島海岸)	77	福島港海岸
								45	内海港海岸	56	梅ヶ浜海岸	67	市木漁港海岸 (石波海岸)	78	高松海岸
								46	野島地区海岸	57	油津港海岸	68	串間海岸(本牧地区)	79	福島高松漁港海岸



図-2.1.1 整備区域位置図

表-2.2.1 一般的な海岸保全施設の種類と特性および機能等の概要 (1/2)

計画名称	含まれる構造	施設の概要・特性	防護の有効性		環境・利用面での特性・周辺への影響等	
			防 護	環 境	利 用	
護岸	直立堤	高潮、波浪、侵食等による災害から海岸を防護するために現地盤及び埋立地盤を直立するコンクリート等で被覆する施設 主な構成材料：コンクリート、自然石、ブロック、他	高潮・越波対策に有効である。	コンクリートによる整備では、人工的な印象を与え、海岸景観を損なう恐れがあるため、景観に配慮するためには自然石や化粧型枠等による修景が必要である。 また、陸側に施設ができることから、海岸と背後地の連続性が損なわれる恐れがあり、砂浜が減少した場合、アカウミガメの上陸・産卵に影響を及ぼす恐れがある。	直接水に触れることは出来ないため、海浜へのアプローチは、階段、斜路が必要。	
	消波工	直立護岸のみでは、防護機能が不十分な海岸において、直立護岸面に消波ブロックを積み、消波ブロックの消波効果により護岸の天端高を低く抑えたり、越波を低減する施設 主な構成材料：消波ブロック、他直立護岸に準じる	高潮・越波対策に有効である。	消波ブロックを積む工法であることから、人工的な印象を与え、海岸景観を損なう恐れがある。 また、陸側に施設ができることから、海岸と背後地の連続性が損なわれる恐れがあり、砂浜が減少した場合、アカウミガメの上陸・産卵に影響を及ぼす恐れがある。	水際線へのアプローチや海とふれあうことは困難である。	
	緩傾斜堤	護岸の法面を緩い勾配とすることにより、越波の低減を図ったり海岸へのアクセスを容易にする施設 主な構成材料：被覆ブロック、階段ブロック、自然石、コンクリート、他	高潮・越波対策に有効である。	直立護岸に比べ、施設に大きな面積が必要であり、海浜幅を多少減少させる。景観への配慮のため、自然石を用いることが多い。 また、陸側に施設ができることから、海岸と背後地の連続性が損なわれる恐れがあり、砂浜が減少した場合、アカウミガメの上陸・産卵に影響を及ぼす恐れがある。	緩い勾配であることから水際線に近づきやすくなる。 また、階段状にすることも可能であり、海水浴場で多く用いられている。	
	大型波返堤	直立護岸の法面を内側にわん曲させ、低い天端高でありながら、越波防止対策効果を高めた施設 主な構成材料：ハイブリッド構造 ^{注)}	越波対策に有効である。	コンクリートによる整備では、人工的な印象を与え、海岸景観を損なう恐れがあるため、景観に配慮するためには化粧型枠等による修景が必要である。 また、陸側に施設ができることから、海岸と背後地の連続性が損なわれる恐れがあり、砂浜が減少した場合、アカウミガメの上陸・産卵に影響を及ぼす恐れがある。	天端部を安全に利用することができる。	
離岸堤		波を小さくする効果を利用し、背後に砂を貯えることによる侵食防止や海浜造成効果を目的として、汀線から離れた沖側の海面に汀線にほぼ平行に設置される施設 主な構成材料：消波ブロック、自然石、他	侵食対策に有効である。加えて、波浪減衰効果により施設背後の越波を軽減する効果もある。海岸線の形状は波形となる。養浜工を組み合わせることも多く行われる。	アカウミガメの上陸・産卵に影響を与える可能性がある。 海上に施設が見えるため、海岸景観を阻害する恐れがある。設置位置によっては、漁礁効果も期待できる	施設を設置した背後に、安全な利用水域が出来ることにより、海岸利用が促進される場合がある。 船舶の航行に影響を与え、さらに沿岸の漁場を消滅させる可能性がある。	
潜堤	潜堤	離岸堤とほぼ同様の形状で、消波することにより越波を減少させ漂砂を制御する。環境面・景観面に配慮して水面下にとどめた施設。堤背後の堆砂機能は離岸堤に比較して少ない。 主な構成材料：被覆ブロック、自然石、他	侵食対策や、施設背後への越波の軽減に有効であるが、長周期波に対しては効果が減少する。そのため、日向灘沿岸のようなうねり性の波浪に対して効果を期待するには、堤体の幅を広くする必要がある。また、養浜工を組み合わせることも多く行われるが、海岸線の形状は波形となる。	アカウミガメの上陸・産卵に影響を与える可能性がある。 水中に没する施設であることから、景観に与える影響は少ない。 水中部分を石材やブロックで覆うことから、生態系の変化が懸念される反面、設置位置によっては漁礁効果も期待できる。	施設を設置した背後に、安全な利用水域が出来ることにより、海岸利用が促進される。 天端水深によっては、船舶の航行に影響を与え、さらに、捨石又はコンクリート等で地盤を被覆することから、沿岸の漁場を一時的に消滅させる可能性がある。	
	人工リーフ	波浪の減衰と、海浜の安定化を図ることを目的として、自然のサンゴ礁の形態を捨石等の材料を用いて人工的に再現させる施設 主な構成材料：潜堤に準じる				

注) ハイブリッド構造：鋼材料、コンクリート等で予め構造の外郭を製作して現地に据え、コンクリートや土砂を詰め込んで本体を築造する工法

表-2.2.1 一般的な海岸保全施設の種類と特性および機能等の概要 (2/2)

計画名称	含まれる構造	施設の概要・特性	防護の有効性	周辺への影響	
			防護	環境	利用
突堤	突堤	主として沿岸（汀線方向）漂砂が卓越する海岸において、沿岸漂砂を制御することによって汀線の維持あるいは前進を図ることを目的とした海岸から細長く突出して設けられる施設 主な構成材料：コンクリート、消波ブロック、自然石、他	侵食対策に有効であるが、波を小さくする施設ではないため、高潮・越波に対する効果は認められない。	生態系への影響は小さい。	海岸の陸域部に施設が出来ることから、一部に海岸が分断される恐れがある。 突堤上を利用でき、散策や釣り等に利用可能である。
	ヘッドランド	波が海岸に対して斜めに入射し沿岸漂砂が卓越する海岸において海岸を静的に安定化させるために波の入射方向に対して直角に配置される施設 主な構成材料：突堤に準じる。	侵食を防止する効果はある。施設の直背後では波が減衰され、越波に対する効果が期待されるが、施設の直背後以外では高潮・越波に対する効果は認められない。	規模が大きくなることから、離岸堤と同様な影響が懸念される。	海岸の陸域部に施設が出来ることから、一部に海岸が分断される恐れがある。 突堤上を利用でき、散策や釣り等に利用可能である。
養浜	養浜工 (人工海浜)	侵食による護岸への影響や、砂浜で波浪を減衰させるために、人工的に砂を補給し、砂浜を形成した海浜 主な構成材料：砂、玉石、他	侵食に対して効果があるが、一時的な効果にとどまる場合があり、安定のために離岸堤、突堤と組み合わせることも多い。	生態系への影響は小さい。ただし、投入先の海浜の状況等に配慮する必要がある。また、ウミガメの上陸・産卵環境の保全にも有効である。施工時期は生態の特性に配慮する必要がある。	海浜幅が広がることによって、海岸を利用し易くなる。
	サンドバイパス	沿岸方向の漂砂により、一所に堆積している多量の土砂（港湾・漁港事業、河口浚渫等の他事業から発生する土砂を含む）を、侵食された海岸に投入し海岸の砂浜を回復させること 主な構成材料：砂	一連の漂砂系において発生する局所的な侵食に対して効果がある。	生態系への影響は小さい。ただし、投入先の海浜の状況等に配慮する必要がある。また、ウミガメの上陸・産卵環境の保全にも有効である。施工時期は生態の特性に配慮する必要がある。	海浜幅が広がることによって、海岸を利用し易くなる。
	(参考) 透水層安定化工法	砂浜海岸の地中に配水管等の透水層を埋設することにより地下水位の上昇を抑え侵食を防止する施設（新構造） 外郭施設波浪より上昇した砂浜の地下水は、透水層を通して海中に排水する。	侵食に対して効果がある。また、海浜幅を確保することにより越波に対する効果も考えられる。養浜砂の安定のために離岸堤、突堤と組み合わせることも多い	施設の設置、水位の低下は波の遡上範囲に限られるため、海浜植生、ウミガメの産卵等への影響は軽微である。また、景観へも大きな影響を与えない。	利用への影響はない。
	(参考) 漂砂制御構造	岸と沖を浮遊する沿岸漂砂をとらえ岸向きに移動させ定着を図る施設（新構造）	侵食に対して効果がある。また、海浜幅を確保することにより越波に対する効果も考えられる。	水中に没する施設であることから、景観に与える影響は少ない。 水中部分をブロックで覆うが、生態系の生息環境（水深）の変化が小さく海藻類の着床基盤としても期待できる。	同上
水門	水門・樋門	高潮や津波から海岸及び後背地を防護する目的で河川や運河を横切って設けられる施設。 高潮時に内水を強制的に排除するポンプ等も含まれる。	高潮に対して効果がある。	—	—
	陸閘	護岸（堤防）や胸壁の前面の海岸または港湾・漁港施設等を利用するために、普段は車両、人の通行が可能となるように設けられた門扉。	護岸に準じる。	—	—

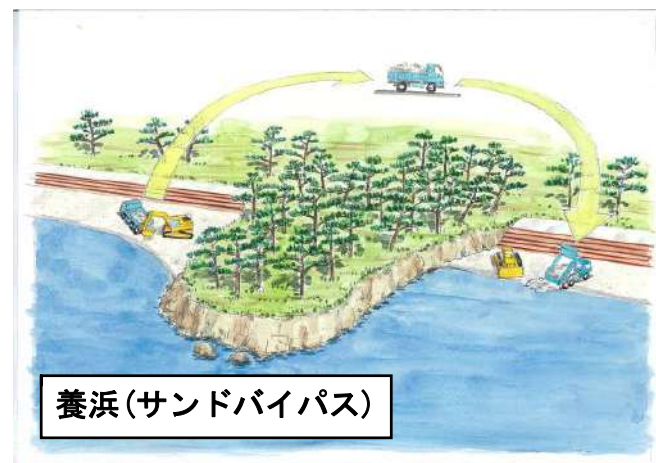
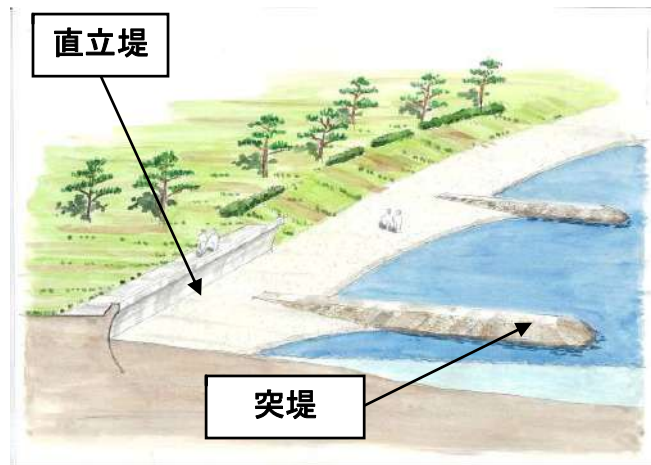
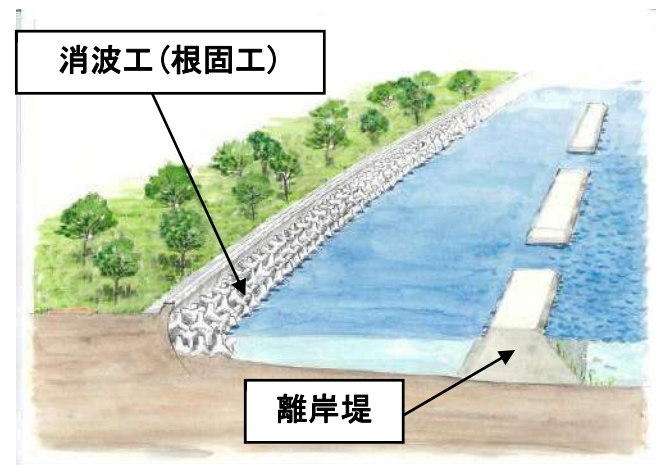
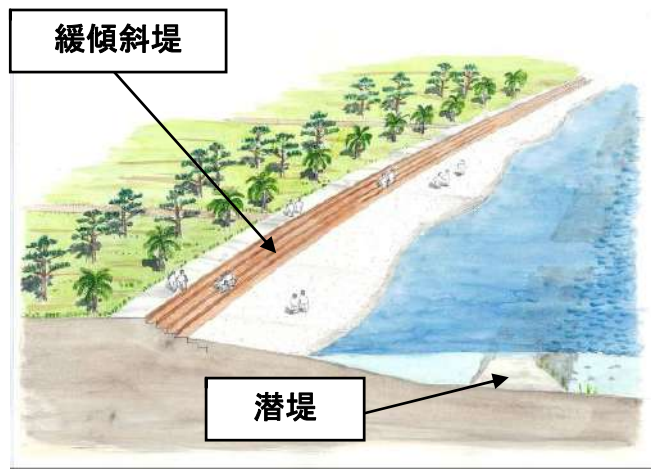
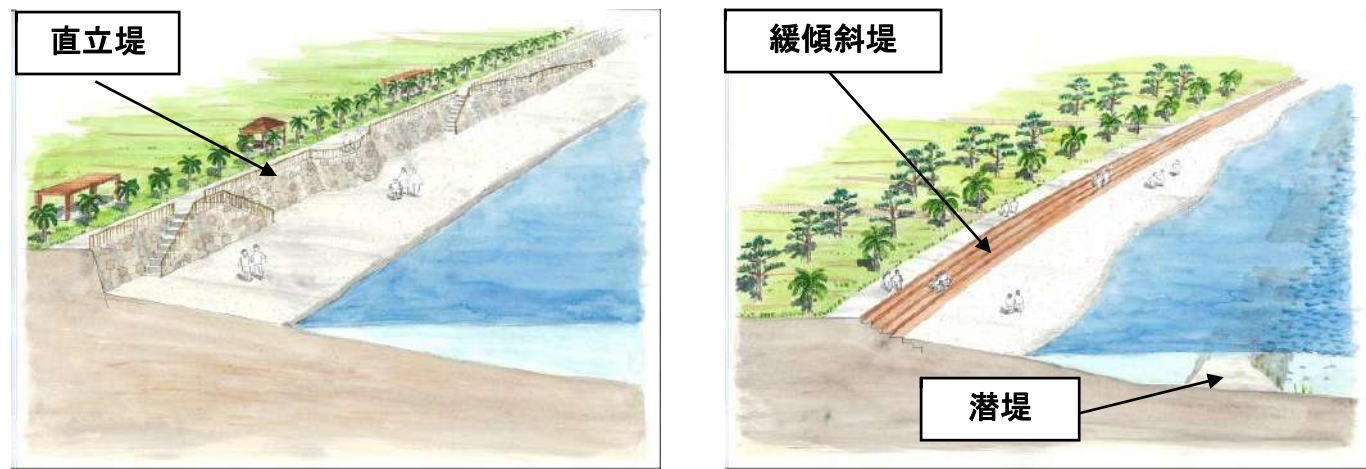


図-2.2.1 代表的な海岸保全施設等の整備イメージ

表-2.2.2 一般的な防護方法と宮崎県内における事例

		イメージ断面図	県内事例	
線的防護方式	直立堤		南浦漁港海岸 浦尻地区	
	緩傾斜堤		小倉ヶ浜海岸	
	消波工(根固工)		梅ヶ浜海岸	
面的防護方式	離岸堤 + 緩傾斜堤		住吉海岸	
	潜堤 + 緩傾斜堤		古江港海岸 下阿蘇地区	
	突堤 + 潜堤 + 養浜 + 緩傾斜堤		一ツ葉海岸	

表-2.2.3 海岸整備区域整理表[H27.3時点] (1/7)

行政区分	ユニット名	ユニットの基本方針	海岸番号	海岸名	区域	計画施設 ※1		施設規模 ※2		海岸性 状	背後地の 土地利用	整備方針	整備の概要	維持または修繕の方法	施設整備等にあたっての配慮事項 ※3	
						整備延長	代表護岸高	環境面における配慮事項	利用面における配慮事項							
延岡市	ユニット1	豊かな自然環境の保全と、環境への影響に配慮した海岸整備を行い、併せて海岸利用を促進する。	1	直海地区海岸	延岡市北浦町市振地先	護岸	【既存(維持修繕)】	220m	T.P.+5.4m	護岸	耕作地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日豊海岸国定公園の優れた海岸景観	—
			2	北浦漁港海岸	延岡市北浦町宮野浦地先～延岡市北浦町市振地先	護岸(水門等)	【新設・改良】	2,910m	T.P.+6.0m	護岸	住宅地	・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸(水門等)については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	・北浦漁港利用者の利便性の確保
			3	古江海岸(古江地区)	延岡市北浦町古江地先	護岸(水門等)	【新設・改良】	1,330m	T.P.+6.0m	護岸	住宅地	・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸(水門等)については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日豊海岸国定公園の優れた海岸景観	・古江港(古江地区)利用者の利便性の確保
			4	古江港海岸(阿蘇地区)	延岡市北浦町古江地先	護岸(水門等)	【新設・改良】	600m	T.P.+6.0m	護岸	住宅地	・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸(水門等)については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	・古江港(阿蘇地区)利用者の利便性の確保
						護岸 離岸堤	【既存(維持修繕)】	1,090m	T.P.-1.8m～+4.2m		住宅地 道路	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
			5	島野浦漁港海岸	延岡市島浦町地先	護岸	【新設】	1,550m	T.P.+4.5m	護岸	住宅地	・施設の整備を行い、津波対策を進める。	・護岸の整備を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	・島野浦漁港利用者の利便性の確保
						護岸	【既存(維持修繕)】	490m	T.P.+3.0m～9.6m	護岸 岩礁	住宅地 道路	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
			6	野坂地区海岸	延岡市島浦町地先	護岸	【既存(維持修繕)】	160m	T.P.+3.8m	岩礁	保安林 耕作地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日豊海岸国定公園の優れた海岸景観	—
			7	須佐白地区海岸	延岡市島浦町地先	護岸	【既存(維持修繕)】	180m	T.P.+4.1m	岩礁	保安林 耕作地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日豊海岸国定公園の優れた海岸景観	—
			8	熊野江海岸	延岡市熊野江町地先	護岸	【新設・改良】	1,340m	T.P.+6.0m	砂浜	道路 保安林 住宅地	・海岸利用を促進する施設の整備を進める。 ・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・既設護岸の緩傾斜化を図る。 ・護岸の整備を行い、必要に応じて既存施設の耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日豊海岸国定公園の優れた海岸景観 ・海浜植物群落の保全	・熊野江海水浴場の利用促進 ・海岸親水空間の確保 ・熊野江港利用者の利便性の確保
			9	南浦漁港海岸(須美江地区(浦尻地区))	延岡市須美江町地先～延岡市浦城町地先	護岸 潜堤	【新設・改良】	1,640m	T.P.+6.0m	砂浜	道路 住宅地	・漂砂制御施設を設置して、侵食対策を進める。 ・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・潜堤を設置して、侵食対策を図る。 ・護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・潜堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日豊海岸国定公園の優れた海岸景観 ・七島展望台からの優れた海岸景観	・浦城海水浴場の利用促進 ・南浦漁港利用者の利便性の確保
			10	浦城地区海岸	延岡市浦城町地先	護岸	【改良】	180m	T.P.+3.0m	護岸	住宅地 耕作地	・施設の改良を行い、津波対策を進める。	・必要に応じて既存施設の耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—
			11	南浦漁港海岸(安井地区)	延岡市安井町地先	護岸	【既存(維持修繕)】	570m	T.P.+4.9m～5.9m	護岸 岩礁		耕作地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—
			ユニット2	砂浜と背後の松林の回復や保全により、地域を代表する白砂青松の景観を形成し、心のふるさととなる海岸を創出する。また、現状の海岸利用にも配慮し海岸保全を図る。	12	延岡港海岸	延岡市方財町地先	養浜 突堤 離岸堤(潜堤)	【新設】	1,960m	T.P.+5.0m	砂浜	公園 保安林 市街地	・一連の土砂移動がある漂砂系として土砂収支を考慮した侵食対策を進める。 ・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・延岡新港と長浜海岸の境界付近に突堤を設置し、両海岸の土砂収支を考慮した養浜を行うことにより砂浜の保全を図る。 ・長浜海岸において、必要に応じて離岸堤(潜堤)等の漂砂制御施設を設置し、砂浜の保全を図る。 ・延岡新港海岸の利用向上のための利便施設の整備を図る。 ・延岡新港海岸における既設突堤の機能強化を行い、侵食対策を図る。 ・延岡新港海岸においては、護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。 ・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・突堤、離岸堤(潜堤)については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
護岸	【既存(維持修繕)】	880m						T.P.+5.9m								
13	長浜海岸	延岡市長浜町3丁目地先～延岡市塩浜町1丁目地先			養浜 突堤 離岸堤(潜堤)	【新設】	3,700m	T.P.+6.5m	砂浜	公園 保安林 市街地	・一連の土砂移動がある漂砂系として土砂収支を考慮した侵食対策を進める。海岸利用を促進するための利便施設整備を進める。 ・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。					
			護岸	【既存(維持修繕)】	850m	T.P.+5.5m										
14	延岡新港海岸	延岡市新浜町1丁目地先～延岡市松原町3丁目地先	護岸 養浜 突堤 離岸堤(潜堤) 利便施設	【新設・改良】	2,600m	T.P.+6.0m	砂浜	公園 保安林 市街地	・一連の土砂移動がある漂砂系として土砂収支を考慮した侵食対策を進める。海岸利用を促進するための利便施設整備を進める。 ・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・突堤、離岸堤(潜堤)については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・延岡新港利用者の利便性の確保 ・沖田川河口部におけるサーフィンの利用環境				

※1計画施設については、社会情勢の変化や技術開発の進歩等も考慮しつつ、実施の際に、より適切な海岸保全手法の採用に向けて具体的に検討を行う。
 ※2水門の整備延長及び養浜の施設高は、明記できないため、「—」と表示している。
 ※3事業実施においては、海岸景観、環境のほか利用等への影響を含め総合的に考慮し、住民等と合意形成を図りながら施設配置、天端高を決定する。

※注) 上記表の代表護岸高は前回計画時(H27.3)の値であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に算出する必要がある。

表-2.2.3 海岸整備区域整理表[H27.3時点] (2/7)

行政区分	ユニット名	ユニットの基本方針	海岸番号	海岸名	区域	計画施設※1		施設規模※2		海岸性状	背後地の土地利用	整備方針	整備の概要	維持または修繕の方法	施設整備等に当たっての配慮事項※3	
						整備延長	代表護岸高	環境面における配慮事項	利用面における配慮事項							
延岡市			15	土々呂漁港海岸	延岡市土々呂町1丁目地先 ～延岡市赤水町地先	護岸(水門等)	【新設・改良】	7,550m	T.P.+4.0m～7.0m	岩礁護岸	道路 住宅地	・施設の整備を行い、高潮対策を進める。 ・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・護岸等の整備により、高潮を防止する。 ・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸(水門等)については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・赤水地区の歴史的な石積護岸形態の保存	・土々呂漁港利用者の利便性の確保
			16	かしの浜海岸	延岡市赤水町地先	護岸	【既存(維持修繕)】	100m	T.P.+5.5m	岩礁	住宅地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日豊海岸国定公園の優れた海岸景観	—
			17	金蔵地区海岸	東臼杵郡門川町大字庵川地先	護岸	【既存(維持修繕)】	650m	T.P.+4.9m	岩礁	住宅地 耕作地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日豊海岸国定公園の優れた海岸景観	—
門川町	ユ ニ ツ ト 3	海岸景観・自然環境及び砂浜の保全を基本としつつ、積極的な利用を図る。また、高潮・感波、津波等が懸念される区域に関しては、海岸保全の充実を図る。	18	庵川東地区海岸	東臼杵郡門川町大字庵川地先	護岸(水門等)	【改良】	—	T.P.+6.0m	砂浜	住宅地 耕作地	・施設の改良を行い、津波対策を進める。	・水門等の改良を行い、津波による浸水被害を防止する。	・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカミガメの上陸・産卵の環境保全 ・乙島への景観	・砂浜部の海岸利用の促進 ・門川漁港利用者の利便性の確保
			護岸			【既存(維持修繕)】	300m	T.P.+3.4m	岩礁	住宅地 耕作地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。			
			19	加草地区海岸	東臼杵郡門川町大字加草地先	護岸(水門等)	【改良】	—	T.P.+4.5m	砂浜 岩礁 護岸	市街地 道路 耕作地	・施設の改良を行い、津波対策を進める。	・水門等の改良を行い、津波による浸水被害を防止する。	・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカミガメの上陸・産卵の環境保全 ・乙島への景観	・砂浜部の海岸利用の促進 ・門川漁港利用者の利便性の確保
			20	門川漁港海岸	東臼杵郡門川町大字庵川地先 ～東臼杵郡門川町大字門川尾末地先	護岸(水門等) 利便施設	【新設・改良】	4,500m	T.P.+4.5m～6.0m	砂浜 護岸	保安林 市街地 道路	・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。 ・海岸利用を促進するため、利便施設の整備を進める。	・既設護岸の緩傾斜化を図る。 ・海岸の利用向上のために利便施設の整備を図る。 ・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸(水門等)については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
			護岸			【既存(維持修繕)】	720m	T.P.+5.0m～5.8m	護岸	住宅地 道路	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸(水門等)については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。			
			21	細島海岸	日向市大字日知屋地先 ～日向市大字細島地先	離岸堤(潜堤) 養浜 護岸	【新設・改良】	16,370m	T.P.+4.5m～6.0m	砂浜 岩礁 護岸	道路 住宅地 保安林	・施設の整備・改良を行い、高潮・侵食対策を進める。 ・護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸の改良を行い、越波を防止する。 ・離岸堤(潜堤)等の整備を行い、侵食対策を図る。 ・護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・離岸堤(潜堤)については、波浪による堤体前面の洗掘や埋体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・米の山展望台からの優れた海岸景観	・御鈴ヶ浦海水浴場の利用促進 ・細島港利用者の利便性の確保
護岸	【既存(維持修繕)】	470m	T.P.+2.2m～4.9m			護岸	道路 住宅地 保安林	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。						
22	伊勢ヶ浜海岸	日向市大字日知屋地先	護岸	【改良】	330m	T.P.+6.0m	砂浜	住宅地 保安林	・施設の改良を行い、津波対策を進める。	・既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日豊海岸国定公園の優れた海岸景観 ・保安林	・伊勢ヶ浜海水浴場の利用促進 ・サーフィンの利用環境			
日向市	ユ ニ ツ ト 4	松林やアカミガメ等の自然環境及び海岸景観の保全を進めるとともに、これらを利用するレクリエーション活動との調和を図りながら、砂浜の保全を進め、地域の活性化に寄与する。	23	小倉ヶ浜海岸	日向市大字財光寺地先 ～日向市大字平岩地先	護岸	【新設】	380m	T.P.+5.5m	砂浜	住宅地 保安林	・施設の整備を行い、津波対策を進める。	・護岸の整備を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカミガメの上陸・産卵の環境保全 ・日豊海岸国定公園の優れた海岸景観	・お倉ヶ浜海水浴場の利用促進 ・サーフィンの利用環境
			護岸			【既存(維持修繕)】	850m	T.P.+5.5m	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。			・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。				
			24	平岩海岸	日向市大字平岩地先	護岸 利便施設 養浜	【新設】	330m	T.P.+5.0m	砂浜	住宅地 保安林 耕作地	・施設の整備を行い、侵食対策を進める。海岸利用を促進するための利便施設の整備を進める。 ・施設の整備を行い、津波対策を進める。	・護岸の整備、養浜を行い、侵食を防止する。 ・お倉ヶ浜海水浴場の利用向上のために利便施設の整備を図る。 ・護岸の整備を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカミガメの上陸・産卵の環境保全 ・日豊海岸国定公園の優れた海岸景観	・お倉ヶ浜海水浴場の利用促進 ・サーフィンの利用環境
25	美々津海岸	日向市美々津町地先	離岸堤 養浜	【新設・改良】	800m	T.P.+6.0m	砂浜	住宅地 道路	・美々津重要伝統建造物群保存地区に配慮した海岸景観の修復を図るとともに、海岸侵食等から砂浜を保全する。	・離岸堤の改良を行い、海岸景観の向上を図るとともに、養浜を行い、侵食を防止する。	・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や埋体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカミガメの上陸・産卵の環境保全 ・背後の美々津重要伝統的建造物保存地区の町並みに配慮した海岸眺望を創出 ・ひむか歴史ロマン街道の拠点	—			
護岸			護岸	1,610m	T.P.+5.4m～7.7m	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。			・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。							
都農町	ユ ニ ツ ト 5	現状の豊かな海岸環境とその利用を維持することを基本としつつ、一部侵食や津波等が懸念される区域に関しては、海岸保全施設の整備を行う。	26	都農海岸	児湯郡都農町大字川北地先	養浜	【新設】	4,930m	—	砂浜(磯)	鉄道 保安林	・海岸全体を見て、土砂収支を考慮した侵食対策を進める。	・一連の海岸の土砂収支を考慮した養浜(サンドバイパス等)を行って、砂浜の保全を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・ウバメガシ群落の保全	・都農川河口におけるサーフィンの利用環境
			護岸			【既存(維持修繕)】	620m	T.P.+4.0m	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。			・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。				
			27	都農漁港海岸	児湯郡都農町大字川北地先	護岸	【新設・改良】	690m	T.P.+5.0m	護岸	住宅地	・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	・都農漁港利用者の利便性の確保

※1計画施設については、社会情勢の変化や技術開発の進歩等も考慮しつつ、実施の際に、より適切な海岸保全手法の採用に向けて具体的に検討を行う。
 ※2水門の整備延長及び養浜の施設高は、明記できないため、「—」と表示している。
 ※3事業実施においては、海岸景観、環境のほか利用等への影響を含め総合的に考慮し、住民等と合意形成を図りながら施設設置、天端高を決定する。

※注) 上記表の代表護岸高は前回計画時(H27.3)の値であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に算出する必要がある。

表-2.2.3 海岸整備区域整理表[H27.3時点] (3/7)

行政区分	ユニット名	ユニットの基本方針	海岸番号	海岸名	区域	計画施設※1		施設規模※2		海岸性状	背後地の土地利用	整備方針	整備の概要	維持または修繕の方法	施設整備等に当たっての配慮事項※3				
						整備延長	代表護岸高	環境面における配慮事項	利用面における配慮事項										
都農町	川南町	現状の豊かな海岸環境とその利用を維持することを基本としつつ、一部侵食や津波等が懸念される区域に関しては、海岸保全施設の整備を行う。	28	名貫海岸	児湯郡都農町大字川北地先	離岸堤(潜堤)	【新設】	450m	T.P.+6.5m	砂浜	道路 鉄道 住宅地 緑地 保安林	・一連の土砂移動がある漂砂系とし海岸全体を見て、土砂収支を考慮した侵食対策を進める。 ・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・一連の海岸の土砂収支を考慮した養浜(サンドバイパス等)を行って、砂浜の保全を図る。 ・特に侵食の激しい区域では、離岸堤(潜堤)等の漂砂制御施設の設置を行って、侵食対策を図る。 ・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・離岸堤(潜堤)については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	-	・名貫川、平田川の河口部におけるサーフィンの利用環境			
						護岸	【既存(維持修繕)】	210m	T.P.+6.5m										
			29	川南地区海岸	児湯郡川南町大字川南地先	養浜	【新設】	5,600m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	川南漁港海岸	児湯郡川南町大字川南地先 ～児湯郡川南町大字平田地先	護岸 離岸堤	【既存(維持修繕)】	2,370m	T.P.+3.6m～6.3m	護岸 砂浜	道路 鉄道 住宅地	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
高鍋町	新富町	アカウミガメや保安林等の環境面、サーフィン等利用面に配慮した海岸の保全を行う。	31	高鍋港海岸	児湯郡高鍋町大字蚊口浦地先	護岸	【改良】	1,340m	T.P.+6.2m	砂浜 護岸	道路 鉄道 住宅地 緑地 保安林	・施設の改良を行い、高潮対策を進める。 ・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・小丸川、宮田川の直轄河川事業(高潮対策)と連携が必要なため、既設護岸の嵩上げを行う。 ・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・保安林	・高鍋海水浴場の利用促進 ・潮干狩りの利用環境			
						離岸堤	【既存(維持修繕)】	710m	T.P.+1.4m										
32	日ノ出海岸	児湯郡新富町大字日置地先	護岸	【新設】	290m	T.P.+5.5m	砂浜	住宅地 保安林	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
宮崎市	川南町	アカウミガメや保安林等の環境面、サーフィン等利用面に配慮した海岸の保全を行う。	33	二ツ建地区海岸	宮崎市佐土原町大字下富田地先	突堤 護岸	【既存(維持修繕)】	3,020m	T.P.+5.1m	砂浜 護岸	道路 住宅地 保安林 耕作地	・一連の土砂移動がある漂砂系とし海岸全体を見て、漂砂制御施設の設置等による侵食対策を進める。特に、侵食が顕著であり、重要交通網である一ツ葉有料道路が隣接している区間については、早急な対策工を行うものとする。 ・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・一連の海岸の土砂収支を考慮した養浜(サンドバイパス等)を行って海浜を維持する。 ・特に侵食の激しい区域では、離岸堤(潜堤)等の漂砂制御施設の設置を行って、侵食対策を図る。 ・埋設護岸を整備し、波浪による侵食を防止する。 ・既存施設の点検を実施し、必要に応じて、維持又は修繕を行う。	・離岸堤(潜堤)、突堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・埋設護岸については、堤体の露出や堤体前面の洗掘等、中詰材の流出等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・保安林 ・海浜植物群落	・潮干狩りの利用環境			
						離岸堤(潜堤) 養浜 護岸	【新設・改良】	1,800m	T.P.+5.5m										
			34	富田漁港海岸	宮崎市佐土原町大字下田島地先	突堤 護岸	【新設】	1,980m	T.P.+7.0m 埋設護岸 背後砂丘頂部高 T.P.+7.0m	砂浜 護岸	道路 住宅地 保安林 耕作地	-	-	-	-	-	-	-	-
			35	宮崎海岸(大炊田地区)	宮崎市佐土原町下田島地先 ～宮崎市佐土原下那珂地先	離岸堤(潜堤) 養浜 護岸	【新設・改良】	3,020m	T.P.+7.0m 埋設護岸 背後砂丘頂部高 T.P.+7.0m	砂浜 護岸	道路 住宅地 保安林 耕作地	-	-	-	-	-	-	-	-
36	宮崎海岸(石崎浜地区)	宮崎市佐土原町下那珂地先	護岸	【新設】	3,020m	T.P.+7.0m 埋設護岸 背後砂丘頂部高 T.P.+7.0m	砂浜 護岸	道路 住宅地 保安林 耕作地	-	-	-	-	-	-	-	-			
宮崎市	川南町	アカウミガメの上陸・産卵等の環境面に十分配慮し、砂浜の保全・回復を目的とした海岸の保全を図る。また、現状の多様な海岸利用を促進しつつ、地域特性を活かした観光リゾートづくりを積極的に推進する。	37	宮崎海岸(住吉地区)	宮崎市大字塩路地先 ～宮崎市阿波岐原町地先	離岸堤(潜堤) 養浜 護岸 突堤	【新設】	4,560m	T.P.+7.0m 埋設護岸 背後砂丘頂部高 T.P.+7.0m	砂浜 護岸	道路 保安林 娯楽施設	・海岸全体を一連の土砂移動がある漂砂系として見て、漂砂制御施設の設置等による侵食対策を進める。特に、侵食が顕著であり、重要交通網である一ツ葉有料道路が隣接している区間については、早急な対策工を行うものとする。 ・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・一連の海岸の土砂収支を考慮した養浜(サンドバイパス等)を行って海浜を維持する。 ・特に侵食の激しい区域では、離岸堤(潜堤)等の漂砂制御施設の設置を行って、侵食対策を図る。 ・埋設護岸を整備し、波浪による侵食を防止する。 ・既存施設の点検を実施し、必要に応じて、維持又は修繕を行う。	・離岸堤(潜堤)、突堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・埋設護岸については、堤体の露出や堤体前面の洗掘等、中詰材の流出等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・一ツ葉有料道路の休息施設からの眺望	・一ツ葉浜におけるサーフィンの利用環境			
						離岸堤 護岸	【既存(維持修繕)】	4,000m	T.P.+2.5～6.9m										
			38	宮崎港海岸(北地区)	宮崎市阿波岐原町地先	人工海浜 便利施設	【新設・改良】	800m	T.P.+4.5m	砂浜 護岸	道路 公園 保安林	-	-	-	-	-	-	-	-
39	宮崎港海岸(南地区)	宮崎市大字赤江地先	護岸	【新設】	150m	T.P.+6.2m	砂浜 護岸	砂浜	-	-	-	-	-	-	-	-			

※1計画施設については、社会情勢の変化や技術開発の進歩等も考慮しつつ、実施の際に、より適切な海岸保全手法の採用に向けて具体的に検討を行う。
 ※2水門の整備延長及び養浜の施設高は、明記できないため、「-」と表示している。
 ※3事業実施においては、海岸景観、環境のほか利用等への影響を含め総合的に考慮し、住民等と合意形成を図りながら施設配置、天端高を決定する。

※注) 上記表の代表護岸高は前回計画時(H27.3)の値であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に算出する必要がある。

表-2.2.3 海岸整備区域整理表[H27.3時点] (4/7)

行政区分	ユニット名	ユニットの基本方針	海岸番号	海岸名	区域	計画施設※1		施設規模※2		海岸性状	背後地の土地利用	整備方針	整備の概要	維持または修繕の方法	施設整備等にあつた際の配慮事項※3	
						整備延長	代表護岸高	整備延長	代表護岸高						環境面における配慮事項	利用面における配慮事項
宮崎市	ユニット7	アカウミガメの上陸・産卵等の環境面に十分配慮し、砂浜の保全・回復を目的とした海岸の保全を図る。また、現状の多様な海岸利用を活かした観光リゾートづくりを積極的に推進する。	40	田吉海岸	宮崎市大字赤江地先	離岸堤(潜堤) 養浜	【新設】	840m	T.P.+6.5m	砂浜護岸	下水処理施設 住宅地	・砂浜の保全及び漂砂制御施設を設置する等、侵食対策を進める。 ・砂浜の堆積している場所から侵食を受けている場所への砂の運搬(サントパイパス)、砂の補給を進めることにより砂浜の保全を図る。 ・離岸堤(潜堤)等の漂砂制御施設を設置して、侵食対策を図る。 ・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・砂の堆積している場所から侵食を受けている場所への砂の運搬(サントパイパス)、砂の補給を進めることにより砂浜の保全を図る。 ・離岸堤(潜堤)等の漂砂制御施設を設置して、侵食対策を図る。 ・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・離岸堤(潜堤)については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	—
			41	宮崎海岸(赤江地区)(赤江浜)	宮崎市田吉地先～宮崎市郡司分地先	養浜	【新設】	4,430m	—	砂浜護岸	道路 住宅地 公園 保安林 娯楽施設	・一連の土砂移動がある漂砂系として、海岸全体を見た対策と漂砂制御施設を設置する等、侵食対策を進める。 ・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・養浜、既設突堤の改良などの漂砂制御施設による侵食対策を図る。 ・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・人工リーフ、突堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	・サーフィンの利用環境
			42	熊野海岸(木崎浜)	宮崎市大字熊野地先	養浜	【新設】	1,440m	—							
			43	青島漁港海岸	宮崎市大字加江田地先～宮崎市大字折生追地先	離岸堤(潜堤) 養浜 護岸 利便施設	【新設・改良】	5,040m	T.P.+6.0m～8.0m	砂浜 岩礁護岸	道路 公園	・一連の漂砂系として、土砂収支を考慮した侵食対策を進めるとともに、県内唯一の観光資源を保全する。海岸利用を促進する施設の整備を進める。 ・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・潜堤、離岸堤を設置し、侵食を防止する。 ・海水浴場としての景観、環境に配慮した利便施設の整備を図る。 ・護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・離岸堤(潜堤)については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・海水浴場としての景観、環境に配慮した利便施設の整備を図る。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・青島の洗灌板等の優れた海岸景観 ・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	・青島・白浜海水浴場の利用促進 ・サーフィンの利用環境 ・青島漁港利用者の利便性の確保 ・加江田川河口での潮干狩りの利用環境
	44	堀切海岸	宮崎市大字折生追地先～宮崎市大字内海地先	護岸 突堤	【既存(維持修繕)】	3,900m	T.P.+5.4m	砂浜 岩礁	道路 保安林	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて、維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸国定公園の優れた海岸景観 ・鬼の洗濯板等の優れた海岸景観	—		
	45	内海港海岸	宮崎市大字内海地先	護岸	【新設・改良】	1,950m	T.P.+6.0m	護岸	住宅地 道路	住宅地 道路 耕作地	・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・鬼の洗濯板等の優れた海岸景観	・内海港利用者の利便性の確保	
	46	野島地区海岸	宮崎市大字内海地先	護岸	【改良】	740m	T.P.+6.0m	岩礁			・施設の改良を行い、津波対策を進める。	・必要に応じて既存護岸の耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸国定公園の優れた海岸景観 ・鬼の洗濯板等の優れた海岸景観	・キャンプ場の利用環境 ・野島漁港利用者の利便性の確保	
	47	野島漁港海岸	宮崎市大字内海地先	護岸(水門等)	【新設・改良】	680m	T.P.+6.0m	護岸	道路 耕作地 住宅地	・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸(水門等)については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸国定公園の優れた海岸景観 ・鬼の洗濯板等の優れた海岸景観 ・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	・野島漁港利用者の利便性の確保		
	48	小内海地区海岸	宮崎市大字内海地先	護岸	【既存(維持修繕)】	430m	T.P.+3.9m～5.8m			道路 耕作地 住宅地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	—	
	49	鶯巣漁港海岸	日南市大字伊比井地先	護岸(水門等)	【改良】	210m	T.P.+6.0m	護岸 岩礁	住宅地 道路	・施設の改良を行い、津波対策を進める。	・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸(水門等)については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	—		
	50	伊比井海岸	日南市大字伊比井地先	護岸	【改良】	350m	T.P.+7.6m	護岸	住宅地 道路	・老朽化対策と併せて、施設の改良を行う。	・老朽化対策と併せて、護岸を改良する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	—		
	51	富士漁港海岸	日南市富士地先	離岸堤(潜堤) 利便施設	【新設】	1,240m	T.P.+5.0m	砂浜	住宅地 道路	・漂砂を制御する施設を設置して、侵食対策を進めるとともに、海岸利用を促進する施設の整備を進める。	・離岸堤(潜堤)等の漂砂制御施設を設置して、侵食対策を図る。 ・海水浴場及び海洋レジャースポットとしての景観、環境に配慮した利便施設の整備を図る。	・離岸堤(潜堤)については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	・高齢者・身障者の利用環境 ・富士海水浴場としての利用促進		
51	富士漁港海岸	日南市富士地先	護岸	【既存(維持修繕)】	1,210m	T.P.+5.3m	住宅地 道路			・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	・高齢者・身障者の利用環境 ・富士海水浴場としての利用促進		

※1計画施設については、社会情勢の変化や技術開発の進歩等も考慮しつつ、実施の際に、より適切な海岸保全手法の採用に向けて具体的に検討を行う。
 ※2水門の整備延長及び養浜の施設高は、明記できないため、「—」と表示している。
 ※3事業実施においては、海岸景観、環境のほか利用等への影響を含め総合的に考慮し、住民等と合意形成を図りながら施設配置、天端高を決定する。

※注) 上記表の代表護岸高は前回計画時(H27.3)の値であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に算出する必要がある。

表-2.2.3 海岸整備区域整理表[H27.3時点] (5/7)

行政区分	ユニット名	ユニットの基本方針	海岸番号	海岸名	区域	計画施設※1		施設規模※2		海岸性状	背後地の土地利用	整備方針	整備の概要	維持または修繕の方法	施設整備等にわたる配慮事項※3		
						整備延長	代表護岸高	環境面における配慮事項	利用面における配慮事項								
日南市	ユニット8	優れた海岸環境及び景観の保全や、観光資源の活用促進に十分配慮して、必要な海岸の保全を図る。	52	小目井海岸	日南市大字富土地先	離岸堤(潜堤)	【新設】	380m	—	岩礁砂浜	道路市街地緑地	・漂砂を制御する施設を設置して、侵食対策を進める。	・離岸堤(潜堤)等の漂砂制御施設を設置して、侵食対策を図る。	・離岸堤(潜堤)については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	—	
			53	宮浦漁港海岸	日南市大字宮浦地先	離岸堤(潜堤)	【新設】	500m	—	砂浜	道路住宅地	・漂砂制御施設を設置して、侵食対策を進める。	・離岸堤(潜堤)等を設置して、侵食を防止する。	・離岸堤(潜堤)については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	—	
			54	鶴戸漁港海岸	日南市大字宮浦地先	護岸	【改良】	400m	T. P. +6.5m	護岸	道路住宅地	・施設の改良を行い、高潮対策を進める。	・既設護岸に消波工を設置して、越波を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・鶴戸中宮周辺の景観 ・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	—	
	ユニット9	海岸の防護における安全性の向上及び自然景観・環境の保護を行うとともに、これらを活用している海岸利用を促進しつつ、魅力ある地域づくりを推進する。	55	風田・平山海岸	日南市大字風田地先 ～日南市大字平山地先	護岸 離岸堤(潜堤) 養浜	【新設・改良】	2,870m	T. P. +6.9m	砂浜 岩礁護岸	道路住宅地 保安林	・老朽化対策と併せて、施設の改良を行う。 ・一連の土砂移動がある漂砂系として土砂収支を考慮した整備を進める。	・土砂収支を考慮した養浜(サンドバイパス等)を行って、砂浜の保全を図る。 ・特に侵食の激しい区域では、離岸堤(潜堤)等の漂砂制御施設を設置して、侵食対策を図る。 ・消波工護岸の改良及び新設を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤(潜堤)については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・日南海岸国定公園の優れた海岸景観 ・平山の海岸樹林群落	・梅ヶ浜におけるサーフィンの利用環境	
			56	梅ヶ浜海岸	日南市大字平野地先	護岸 離岸堤(潜堤) 養浜	【新設・改良】	840m	T. P. +5.0m	砂浜 岩礁護岸	道路住宅地 保安林	・一連の土砂移動がある漂砂系として土砂収支を考慮した整備を進める。	・土砂収支を考慮した養浜(サンドバイパス等)を行って、砂浜の保全を図る。 ・特に侵食の激しい区域では、離岸堤(潜堤)等の漂砂制御施設を設置して、侵食対策を図る。 ・消波工護岸の改良を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤(潜堤)については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸国定公園の優れた海岸景観 ・平山の海岸樹林群落	・梅ヶ浜におけるサーフィンの利用環境	
			57	油津港海岸	日南市大字平野地先 ～日南市油津2丁目地先	護岸	【新設】	1,180m	T. P. +4.0m	護岸	市街地道路	・施設の整備を行い、津波対策を進める。	・護岸の整備を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・堀川運河や伝統的な町並みなど港町油津の景観	・油津港利用者の利便性の確保	
			58	油津漁港海岸	日南市油津2丁目地先 ～日南市西町地先	護岸(水門等)	【新設・改良】	690m	T. P. +4.0m	護岸	市街地道路	・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既設施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震化等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸(水門等)については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・堀川運河や伝統的な町並みなど港町油津の景観	・油津漁港利用者の利便性の確保	
			59	大堂津漁港海岸	日南市大堂津2丁目地先 ～日南市大堂津5丁目地先	潜堤	【新設】	1,250m	T. P. +4.5m	砂浜	鉄道保安林 住宅地 道路	・漂砂制御施設を設置して、侵食対策を進める	・潜堤を設置し、侵食対策を図る。	・潜堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸国定公園の優れた海岸景観 ・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	・大堂津海水浴場の砂浜の保全及び利用促進	
			60	目井津漁港海岸	日南市南郷町大字中村乙地先	護岸	【新設・改良】	670m	T. P. +4.0m	護岸	住宅地	・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・護岸の整備を行うとともに、既設施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震化等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	・目井津漁港利用者の利便性の確保	
			61	大島海岸	日南市南郷町中村乙地先	護岸	【既存(維持修繕)】	850m	T. P. +3.3m～4.8m	護岸	住宅地 道路	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	—	
			62	南郷海岸	日南市南郷町中村乙地先	潜堤 護岸 養浜	【新設・改良】	590m	—	砂浜 岩礁	公園	・海岸利用に配慮した施設の整備・改良を行い侵食対策を進める。	・既存の護岸の強化を図り、海浜の回復のために養浜を行う。 ・潜堤等の漂砂制御施設を設置して侵食対策を図る。	・潜堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸国定公園の優れた海岸景観 ・海中公園	—	
			63	外浦港海岸	日南市南郷町中村乙地先 ～日南市南郷町鼓波地先	離岸堤(潜堤) 護岸 養浜	【新設・改良】	2,290m	T. P. +4.0m～5.5m	砂浜 護岸	住宅地 道路	・漂砂制御施設を設置及び既設護岸の改良を行い、侵食・高潮対策を進める。 ・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・既存の護岸の緩傾斜護岸化等を行い、越波を防止する。 ・離岸堤(潜堤)等の設置を行って、侵食対策を図る。 ・養浜を行って、砂浜の保全を図る。 ・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既設施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震化等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・離岸堤(潜堤)については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸(水門等)については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	・外浦港利用者の利便性の確保	
														・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—

※1計画施設については、社会情勢の変化や技術開発の進歩等も考慮しつつ、実施の際に、より適切な海岸保全手法の採用に向けて具体的に検討を行う。
 ※2水門の整備延長及び養浜の施設高は、明記できないため、「—」と表示している。
 ※3事業実施においては、海岸景観、環境のほか利用等への影響を含め総合的に考慮し、住民等と合意形成を図りながら施設配置、天端高を決定する。

※注) 上記表の代表護岸高は前回計画時(H27.3)の値であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に算出する必要がある。

表-2.2.3 海岸整備区域整理表[H27.3時点] (6/7)

行政区分	ユニット名	ユニットの基本方針	海岸番号	海岸名	区域	計画施設※1		施設規模※2		海岸性状	背後地の土地利用	整備方針	整備の概要	維持または修繕の方法	施設整備等にあたっての配慮事項※3	
						整備延長	代表護岸高	環境面における配慮事項	利用面における配慮事項							
日南市			64	外之浦地区海岸	日南市南郷町外の浦地先	護岸(水門等)	【改良】	—	T.P.+4.0m	護岸	住宅地 道路 耕作地	・施設の改良を行い、津波対策を進める。	・水門等の改良及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・水門については、定期的な点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—
						護岸	【既存(維持修繕)】	940m	T.P.+3.0m			・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。		・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸固定公園の優れた海岸景観
日南市			65	夫婦浦漁港海岸	日南市南郷町賛波地先	離岸堤	【既存(維持修繕)】	60m	—	岩礁	住宅地 道路	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸固定公園の優れた海岸景観	—
						護岸	【既存(維持修繕)】	590m	T.P.+3.6m~6.3m			・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸固定公園の優れた海岸景観	—
串間市	ユニット9	海岸の防護における安全性の向上及び自然景観・環境の保護を行うとともに、これらを活用している海岸利用を促進しつつ、魅力ある地域づくりを推進する。	67	市木漁港海岸(石波地区)	串間市大字市木地先	養浜	【新設】	3,500m	—	砂浜	保安林 住宅地 道路	・一連の土砂移動がある漂砂系として土砂収支を考慮した整備を進める。	・土砂収支を考慮した養浜(サンドバイパス等)を行って、砂浜の保全を図る。	—	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・石波の海岸樹林 ・日南海岸固定公園の優れた海岸景観 ・幸島のサル生息地	・サーフィンの利用環境
						護岸	【既存(維持修繕)】	630m	T.P.+5.4m			・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸固定公園の優れた海岸景観	—
串間市	ユニット9	海岸の防護における安全性の向上及び自然景観・環境の保護を行うとともに、これらを活用している海岸利用を促進しつつ、魅力ある地域づくりを推進する。	69	大納港海岸	串間市大字大納地先	護岸 利便施設	【新設】	500m	T.P.+7.0m	砂浜 岩礁	保安林 道路 住宅地	・施設の整備を行い、高潮対策を進める。海岸利用を促進する施設の整備を進める。	・護岸の整備を行い、越波を防止する。 ・海岸利用向上のために利便施設を整備する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・日南海岸固定公園の優れた海岸景観	・サーフィンの利用環境
						護岸 離岸堤	【既存(維持修繕)】	240m	T.P.+3.9m~8.2m			・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸固定公園の優れた海岸景観	—
串間市	ユニット10	現状の豊かな自然環境の保全に努め、景観、利用にも配慮し、一部津波等が懸念される区域について海岸整備を行う。	70	宮之浦漁港海岸	串間市大字大納地先	護岸 突堤	【既存(維持修繕)】	1,090m	T.P.+2.3m~6.2m	護岸 岩礁	保安林 道路 住宅地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸固定公園の優れた海岸景観	—
						護岸 離岸堤	【既存(維持修繕)】	930m	T.P.+2.3m~5.8m			・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸固定公園の優れた海岸景観	—
串間市	ユニット10	現状の豊かな自然環境の保全に努め、景観、利用にも配慮し、一部津波等が懸念される区域について海岸整備を行う。	71	都井漁港海岸	串間市大字都井地先	護岸 離岸堤	【既存(維持修繕)】	—	T.P.+4.0m	護岸 砂浜	住宅地 道路	・施設の整備を行い、津波対策を進める。	・水門等の設置を行い、津波による浸水被害を防止する。	・水門については、定期的な点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—
						護岸 離岸堤	【既存(維持修繕)】	350m	T.P.+3.4m~5.9m			・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸固定公園の優れた海岸景観	—
串間市	ユニット11	現状の豊かな自然環境の保全に努め、景観、利用にも配慮し、一部津波等が懸念される区域について海岸整備を行う。	72	黒井港海岸	串間市大字都井地先	護岸(水門等)	【新設】	—	T.P.+4.0m	護岸 砂浜	住宅地 道路	・施設の整備を行い、津波対策を進める。	・水門等の設置を行い、津波による浸水被害を防止する。	・水門については、定期的な点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—
						護岸 離岸堤	【既存(維持修繕)】	150m	T.P.+3.5m			・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸固定公園の優れた海岸景観	—
串間市	ユニット11	現状の豊かな自然環境の保全に努め、景観、利用にも配慮し、一部津波等が懸念される区域について海岸整備を行う。	74	本城漁港海岸	串間市大字崎田地先 ～串間市大字本城地先	護岸 突堤 養浜	【新設・改良】	2,720m	T.P.+4.0m	護岸 砂浜	保安林 住宅地 道路	・漂砂制御施設を設置し、侵食対策を進める。 ・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・突堤等の漂砂制御施設の設置をし侵食対策を図る。 ・土砂収支を考慮した養浜(サンドバイパス等)を行って、砂浜の保全を図る。 ・護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・本城河口干潟 ・日南海岸固定公園の優れた海岸景観	・本城漁港利用者の利便性の確保 ・一里崎海水浴場の利用促進

※1計画施設については、社会情勢の変化や技術開発の進歩等も考慮しつつ、実施の際に、より適切な海岸保全手法の採用に向けて具体的に検討を行う。
 ※2水門の整備延長及び養浜の施設高は、明記できないため、「—」と表示している。
 ※3事業実施においては、海岸景観、環境のほか利用等への影響を含め総合的に考慮し、住民等と合意形成を図りながら施設配置、天端高を決定する。

※注) 上記表の代表護岸高は前回計画時(H27.3)の値であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に算出する必要がある。

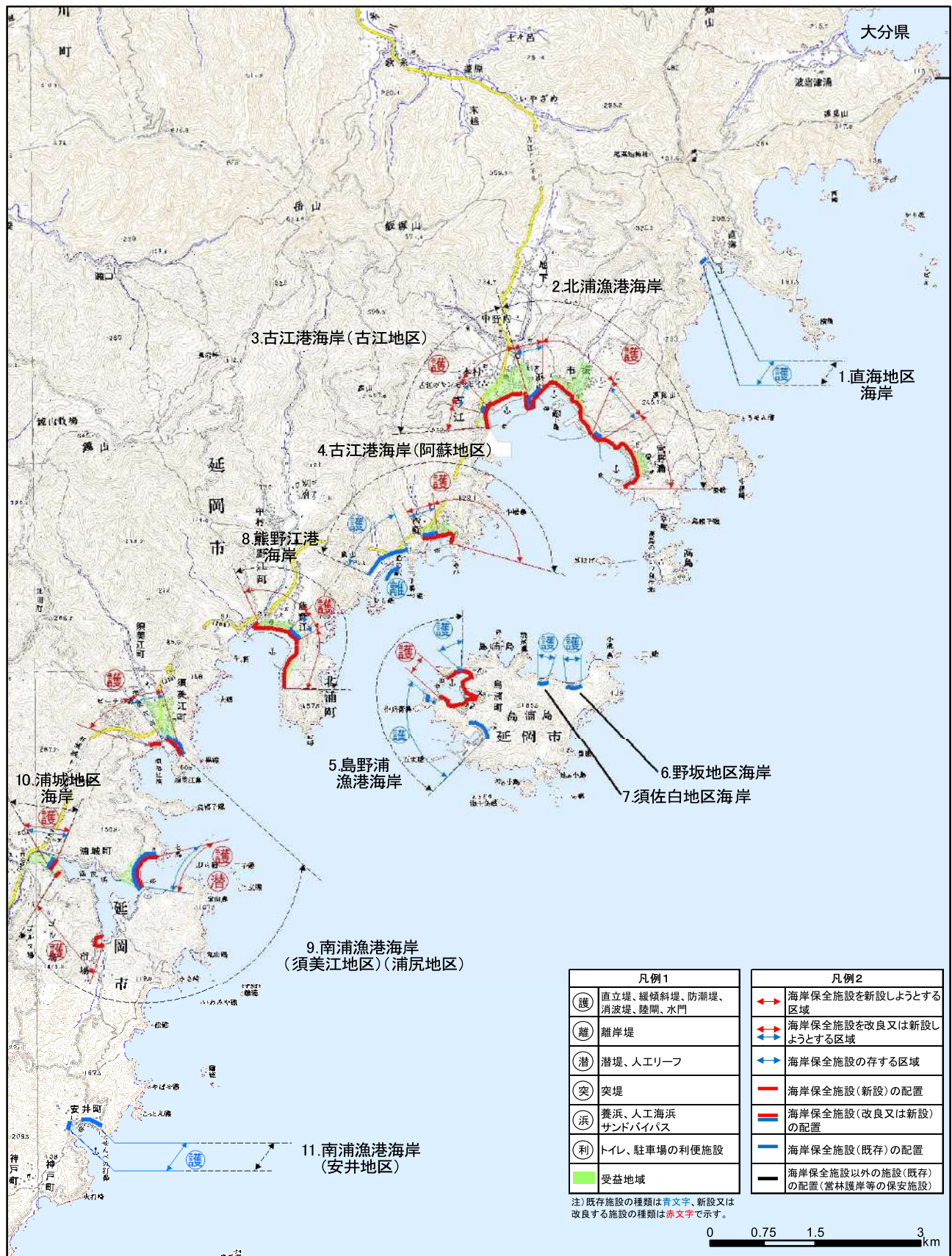
表-2.2.3 海岸整備区域整理表[H27.3時点] (7/7)

行政区分	ユニット名	ユニットの基本方針	海岸番号	海岸名	区域	計画施設※1		施設規模※2		海岸性	背後地の土地利用	整備方針	整備の概要	維持または修繕の方法	施設整備等にあたっての配慮事項※3		
						整備延長	代表護岸高	整備延長	代表護岸高						環境面における配慮事項	利用面における配慮事項	
串間市	ユニット11 侵食対策の実施による松林の保全、アカウミガメを含めた豊かな自然環境と優れた海岸景観の保全・形成を目指すとともに、施設整備にあたっては地域の日常的利用にも配慮する。	75	崎田地区海岸	串間市大字崎田地先	護岸(水門等)	【改良】	30m	T.P.+4.0m	護岸	保安林 住宅地 道路 耕作地	・施設の改良を行い、津波対策を進める。	・護岸(水門等)の改良及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	-	-		
					護岸	【既存(維持修繕)】	200m	T.P.+2.5m								・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。
		76	弓田海岸	串間市大字南方地先	護岸	【既存(維持修繕)】	270m	T.P.+4.0m	砂浜	保安林 耕作地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	-		
					護岸	【既存(維持修繕)】	270m	T.P.+4.0m	砂浜	保安林 耕作地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	-		
		77	福島港海岸	串間市大字南方字永畑地先 ～串間市大字西方地先	護岸 潜堤 突堤 養浜	【新設・改良】	3,910m	T.P.+4.0m～7.0m	砂浜 施設	保安林 道路 住宅地 鉄道	・潜堤、突堤等の漂砂制御施設の設置や既設突堤の機能強化を行い、侵食対策を進める。	・土砂収支を考慮した養浜(サンドバイパス等)を行って、砂浜の保全を図る。	・護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・潜堤、突堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・福島川河口の松林 ・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	・水域利用(いけす)・サーフィンの利用環境 ・福島港利用者の利便性の確保
					護岸	【既存(維持修繕)】	1,050m	T.P.+1.8m～5.8m			・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・福島川河口の松林 ・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	・水域利用(いけす)・サーフィンの利用環境 ・福島港利用者の利便性の確保		
		78	高松海岸	串間市大字高松地先	養浜	【新設】	890m	T.P.+5.0m	砂浜 岩礁	道路 住宅地 保安林	・一連の土砂移動がある漂砂系として土砂収支を考慮した整備を進める。	・土砂収支を考慮した養浜(サンドバイパス等)を行って、砂浜の保全を図る。	・護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・海岸の松林	-	
					護岸	【既存(維持修繕)】	230m	T.P.+5.0m			・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・海岸の松林	-		
		79	福島高松漁港海岸	串間市大字高松地先	護岸	【既存(維持修繕)】	660m	T.P.+2.9m～6.7m	護岸 砂浜	保安林 道路 住宅地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	-	-		

※注) 上記表の代表護岸高は前回計画時(H27.3)の値であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に算出する必要がある。

※1計画施設については、社会情勢の変化や技術開発の進歩等も考慮しつつ、実施の際に、より適切な海岸保全手法の採用に向けて具体的に検討を行う。
 ※2水門の整備延長及び養浜の施設高は、明記できないため、「-」と表示している。
 ※3事業実施においては、海岸景観、環境のほか利用等への影響を含め総合的に考慮し、住民等と合意形成を図りながら施設配置、天端高を決定する。

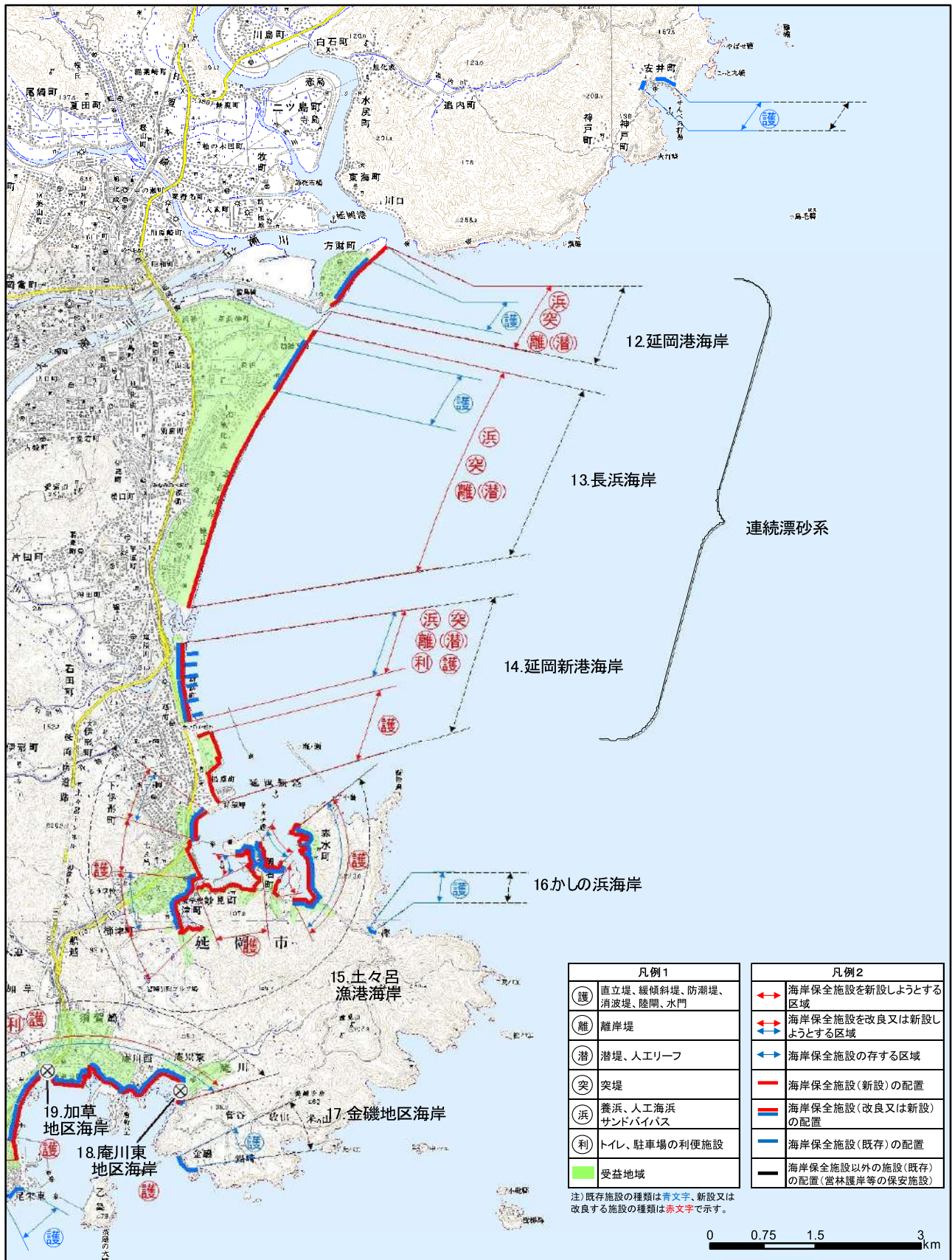
1. 直海地区海岸～11. 南浦漁港海岸（安井地区）



※注) 上記図は前回計画時（H27.3）の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図－2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (1/12)

12. 延岡港海岸～16. かしの浜海岸



※注) 上記図は前回計画時 (H27.3) の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図-2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (2/12)

17. 金磯地区海岸～24. 平岩港海岸



凡例1	
護	直立堤、緩傾斜堤、防潮堤、消波堤、陸閘、水門
離	離岸堤
港	潜堤、人工リーフ
突	突堤
浜	養浜、人工海浜 サンドバイパス
利	トイレ、駐車場の便利施設
■	受益地域

注) 既存施設の種類は青文字、新設又は改良する施設の種類は赤文字で示す。

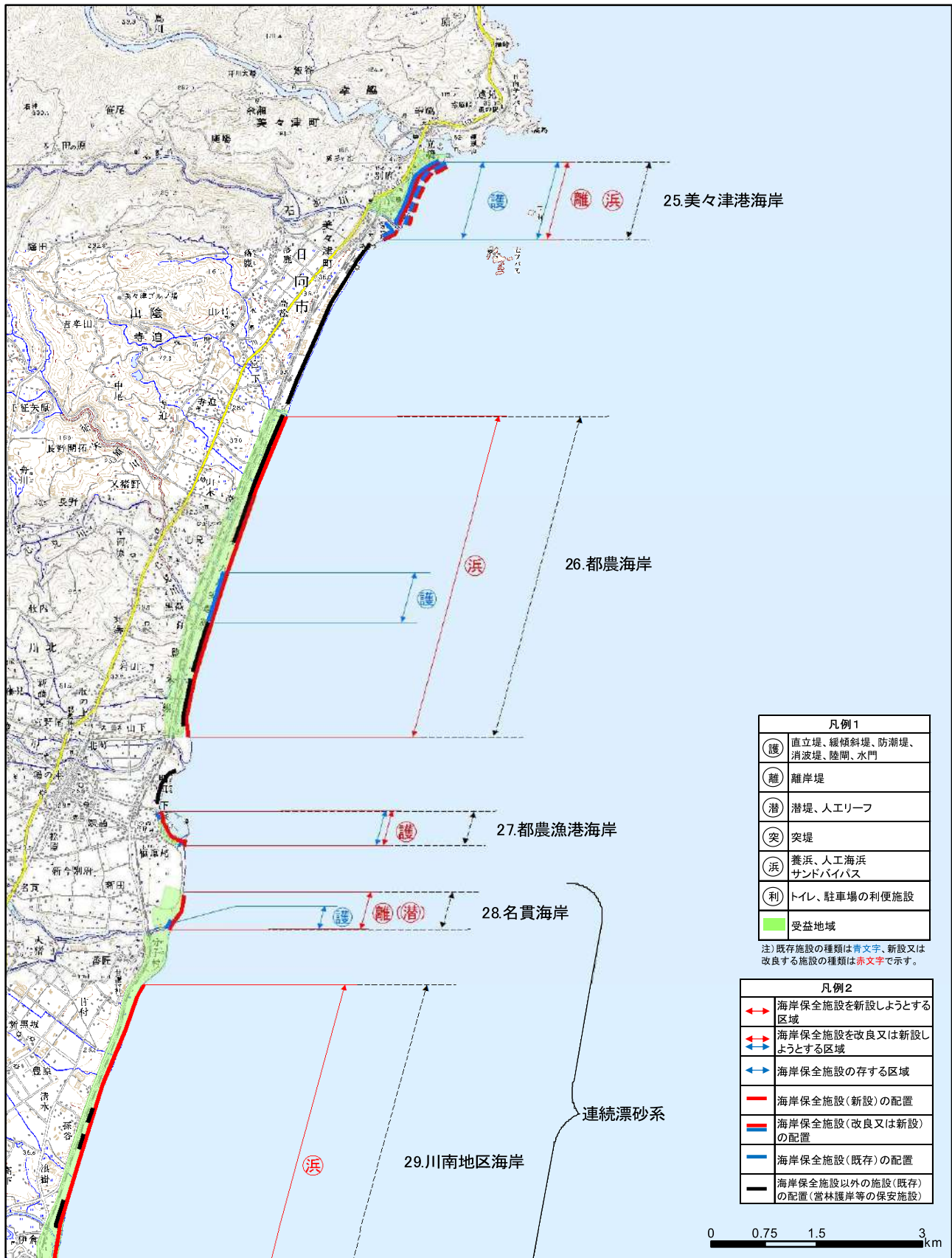
凡例2	
↔	海岸保全施設を新設しようとする区域
↔↔	海岸保全施設を改良又は新設しようとする区域
↔↔↔	海岸保全施設の存する区域
—	海岸保全施設(新設)の配置
—	海岸保全施設(改良又は新設)の配置
—	海岸保全施設(既存)の配置
—	海岸保全施設以外の施設(既存)の配置(営林護岸等の保安施設)

0 0.75 1.5 3 km

※注) 上記図は前回計画時 (H27.3) の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図-2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (3/12)

25. 美々津港海岸～29. 川南地区海岸



凡例1	
護	直立堤、緩傾斜堤、防潮堤、消波堤、陸閘、水門
離	離岸堤
潜	潜堤、人工リーフ
突	突堤
浜	養浜、人工海浜 サンドバイパス
利	トイレ、駐車場の利便施設
■	受益地域

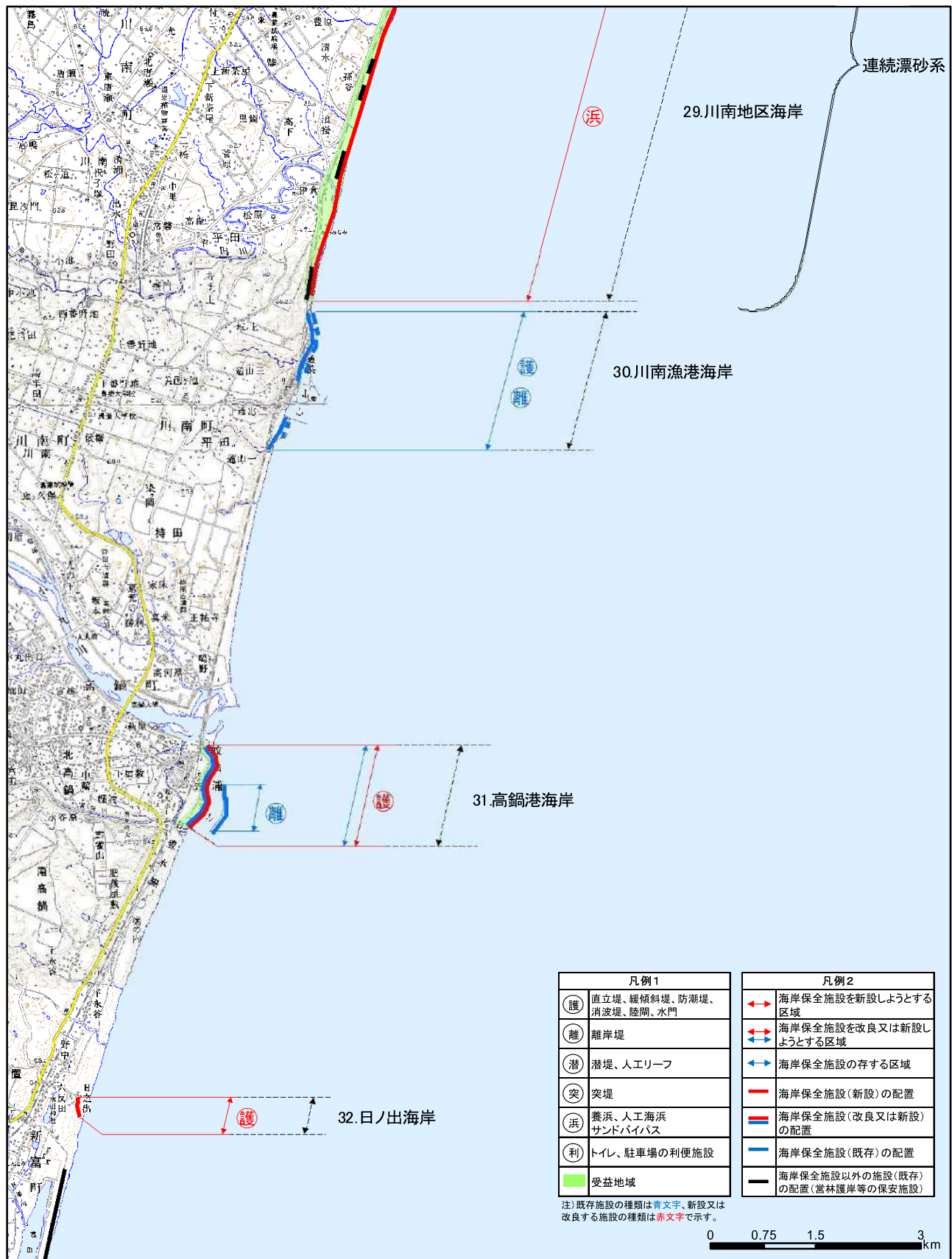
注) 既存施設の種類の青文字、新設又は改良する施設の種類の赤文字で示す。

凡例2	
↔	海岸保全施設を新設しようとする区域
↔	海岸保全施設を改良又は新設しようとする区域
↔	海岸保全施設の存する区域
—	海岸保全施設(新設)の配置
—	海岸保全施設(改良又は新設)の配置
—	海岸保全施設(既存)の配置
—	海岸保全施設以外の施設(既存)の配置(営林護岸等の保安施設)

※注) 上記図は前回計画時 (H27.3) の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図-2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (4/12)

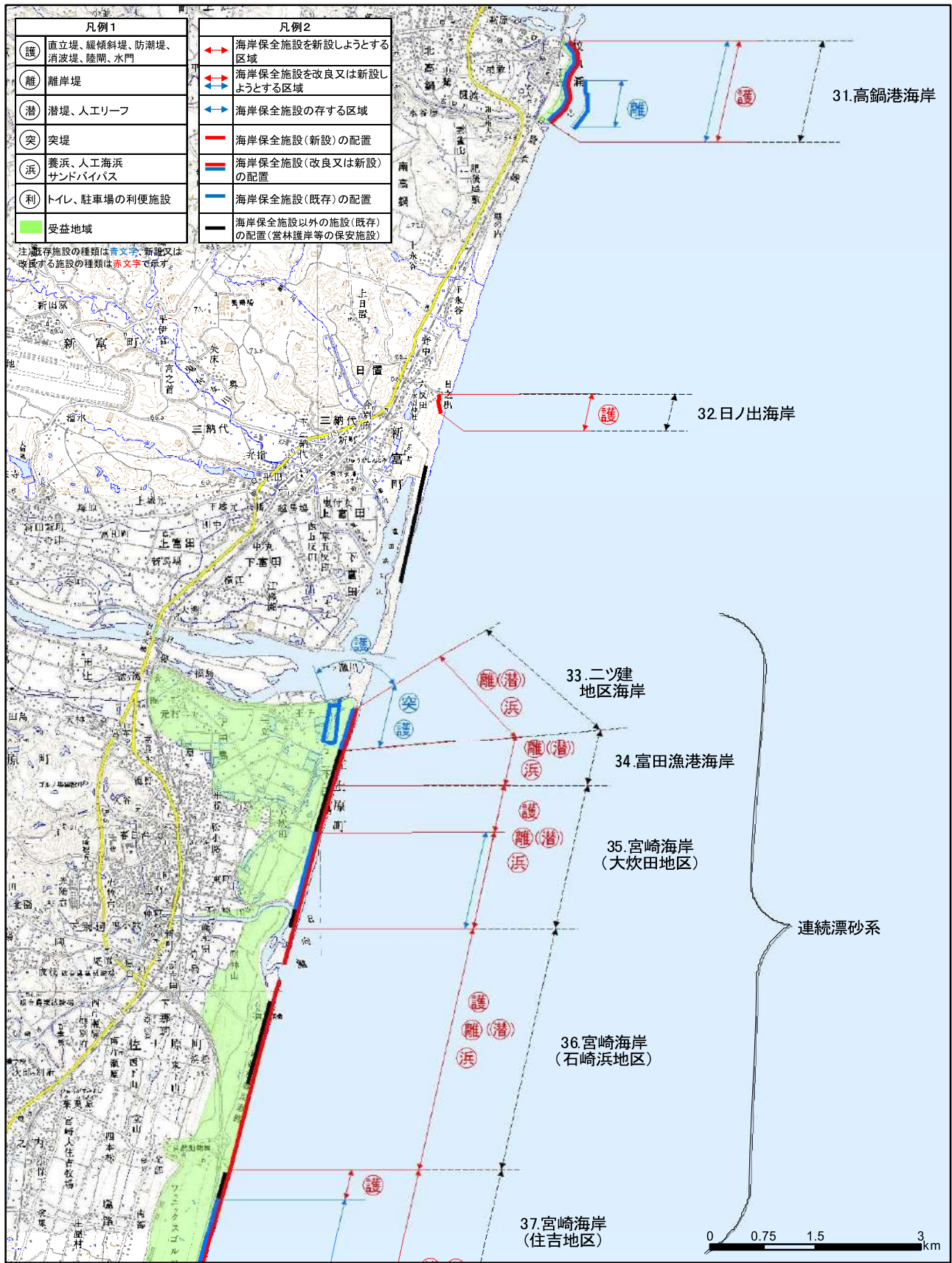
29. 川南地区海岸～31. 高鍋港海岸



※注) 上記図は前回計画時 (H27.3) の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図-2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (5/12)

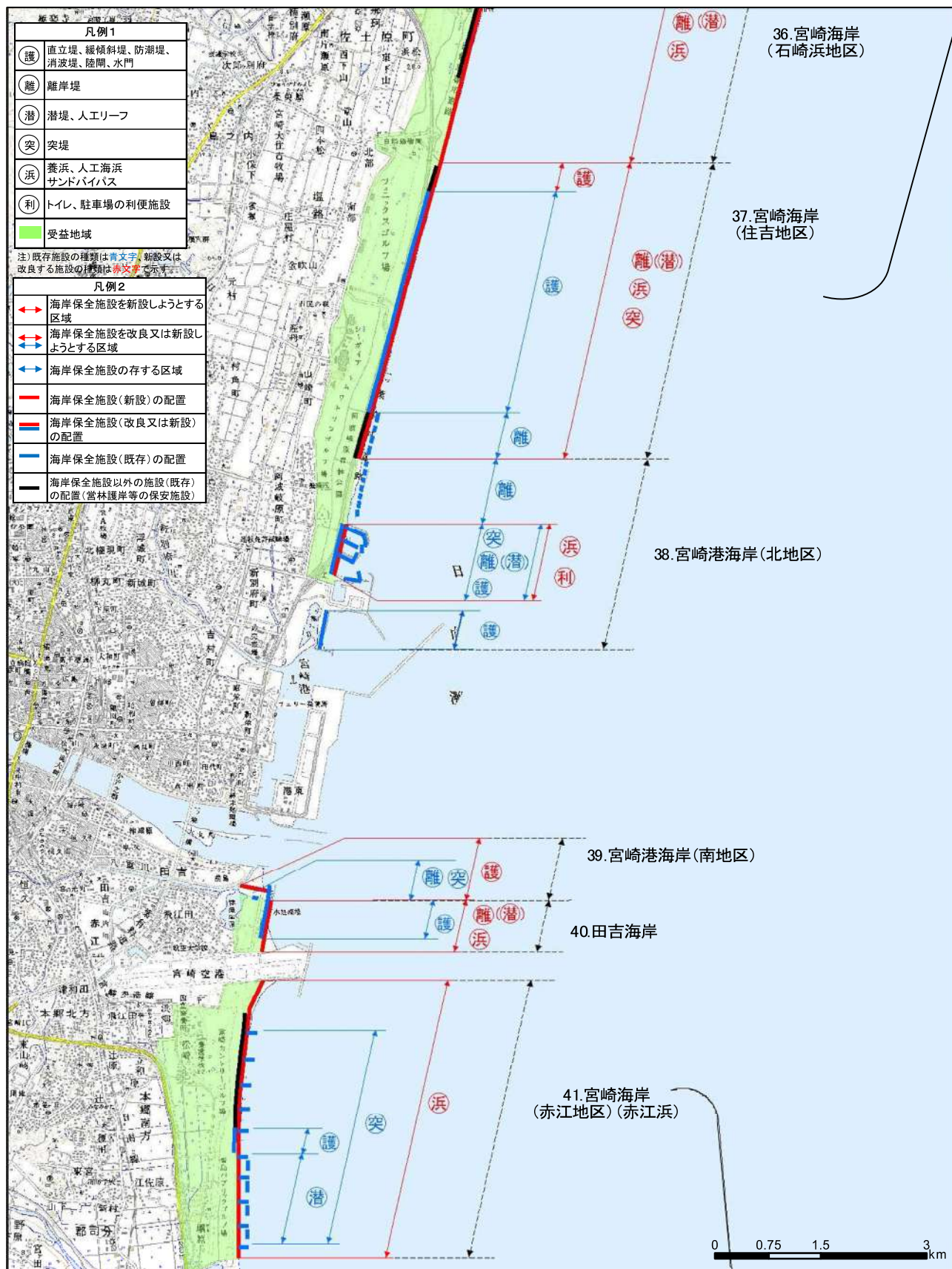
32. 日ノ出海岸～36. 宮崎海岸（石崎浜地区）



※注）上記図は前回計画時（H27.3）の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図－2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点]（6/12）

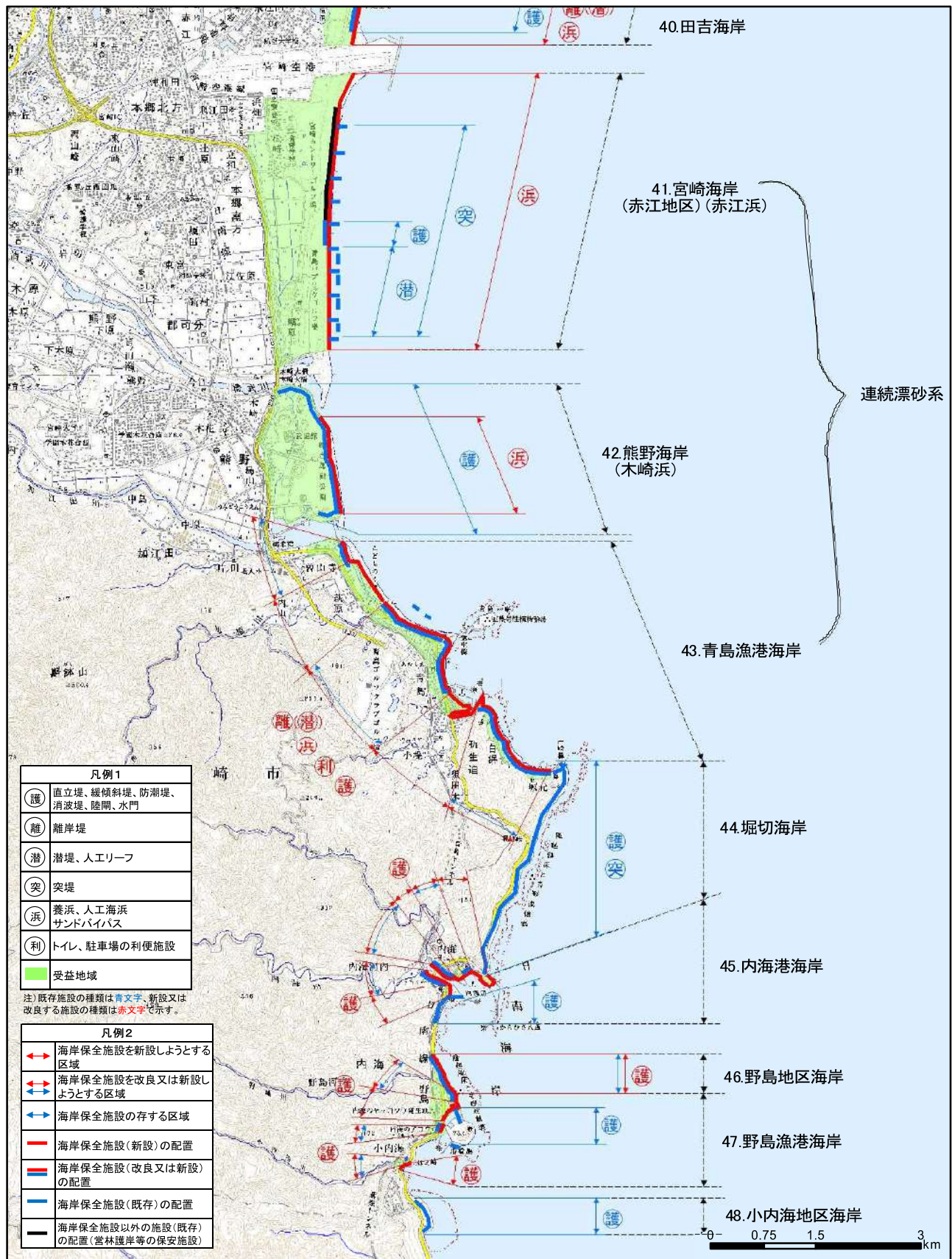
37. 宮崎海岸（住吉地区）～40. 田吉海岸



※注) 上記図は前回計画時 (H27.3) の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図-2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (7/12)

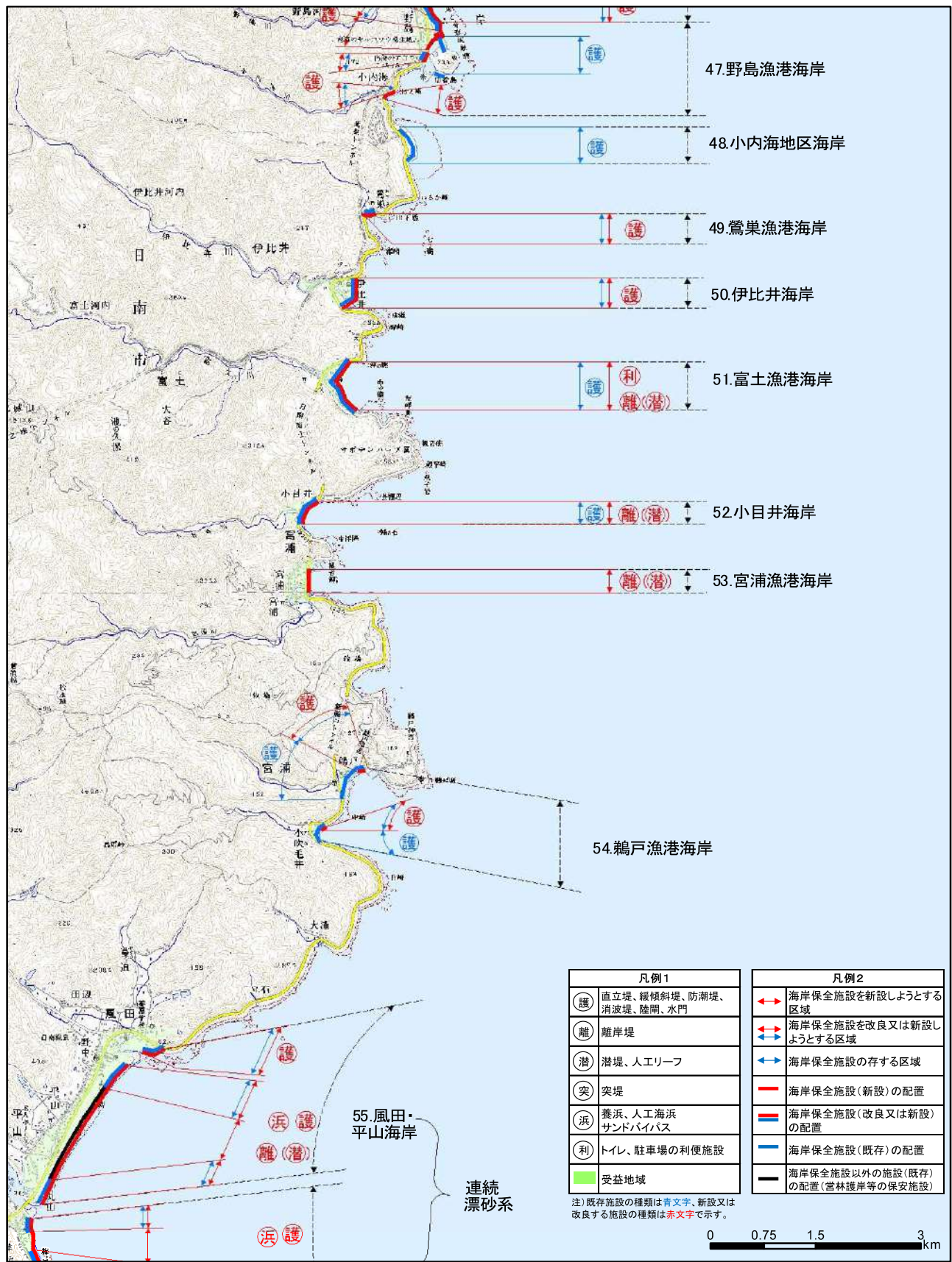
41. 宮崎海岸（赤江地区）～48. 小内海地区海岸



※注) 上記図は前回計画時 (H27.3) の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図-2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (8/12)

49. 鶯巣漁港海岸～55. 風田・平山海岸



※注) 上記図は前回計画時 (H27.3) の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図-2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (9/12)

56. 梅ヶ浜海岸～66. 市木漁港海岸（築島地区）

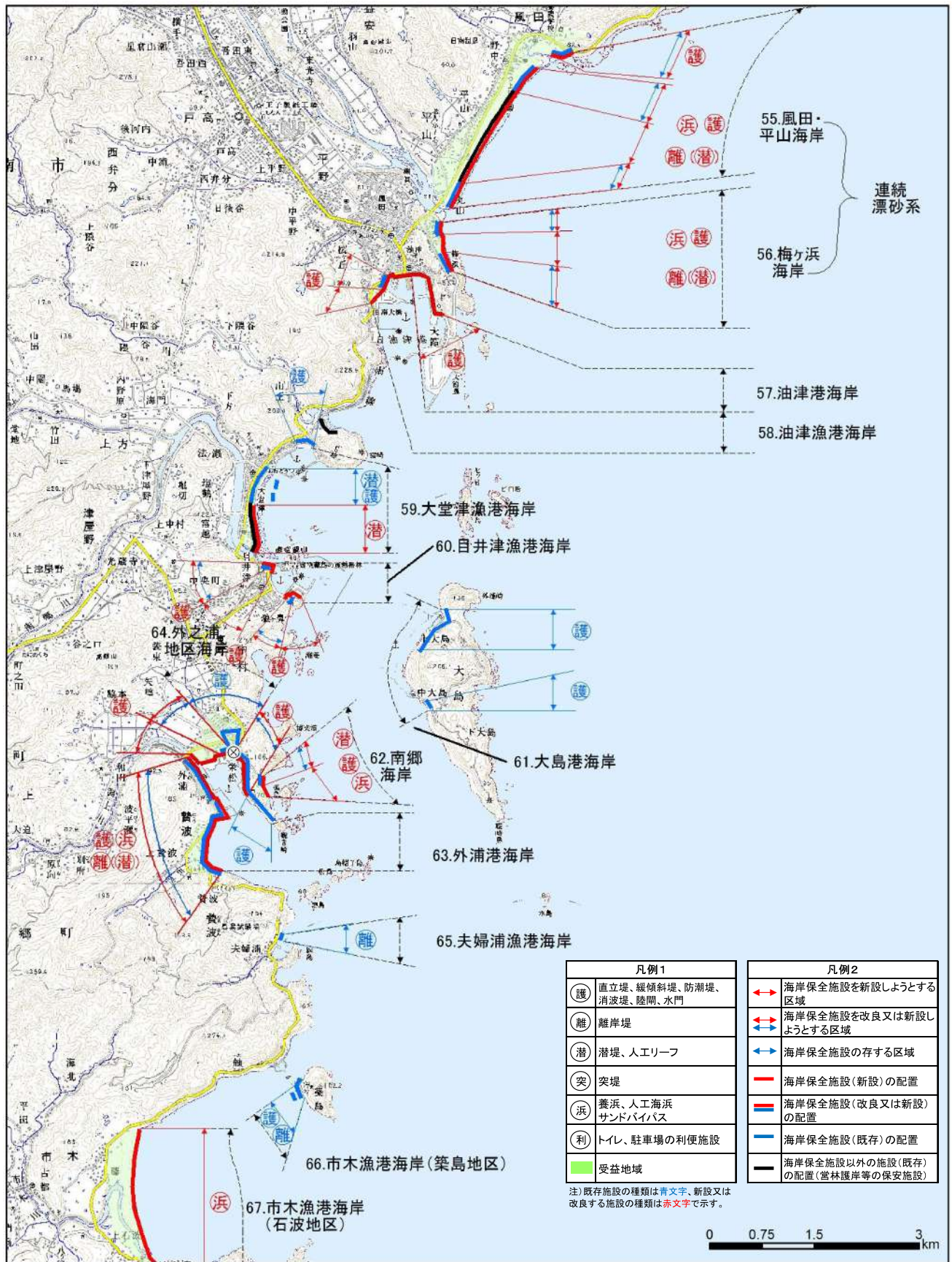


図-2.2.2 海岸整備区域図 [H27.3 時点] (10/12)

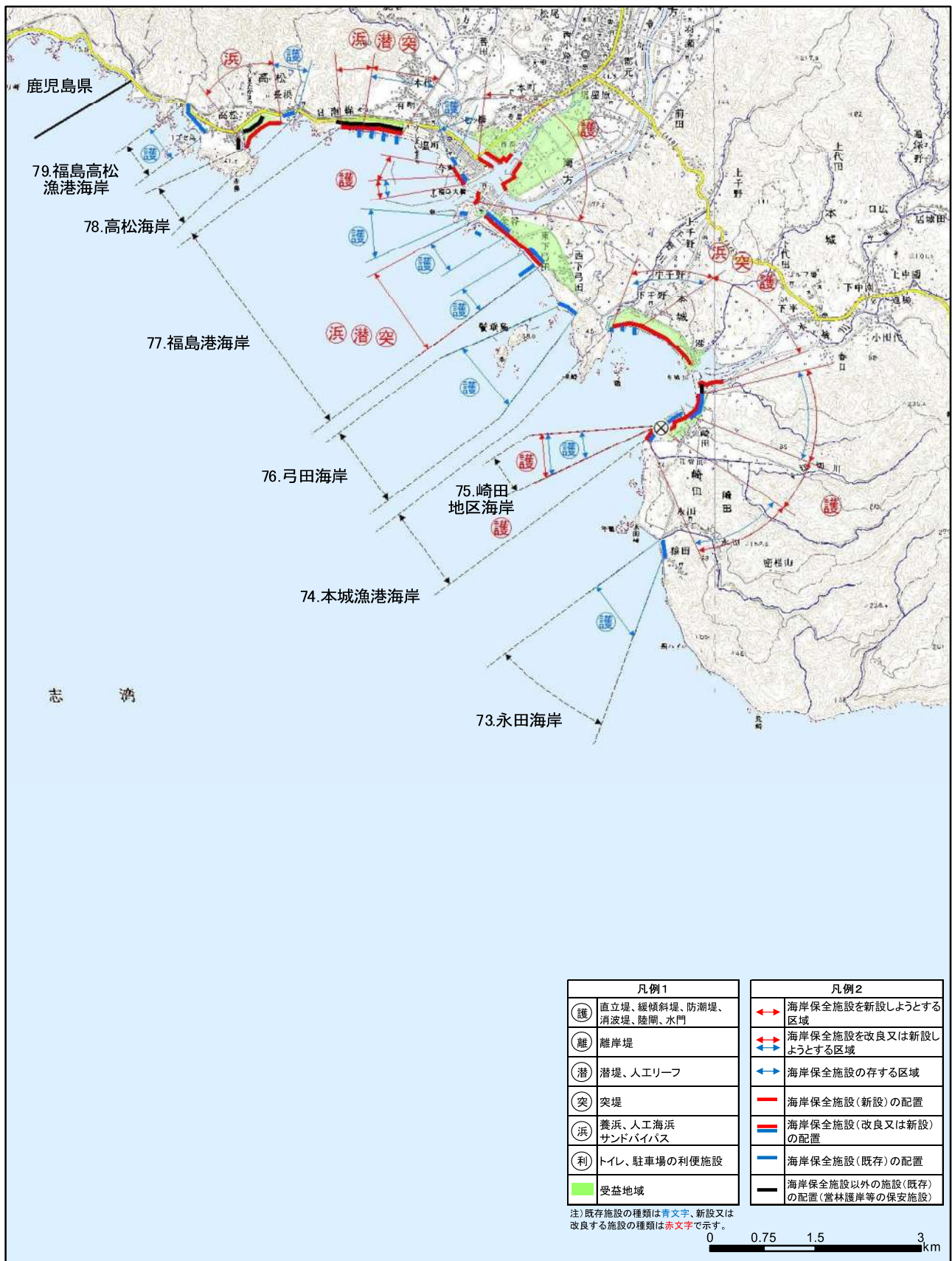
67. 市木漁港海岸（石波地区）～72. 黒井港海岸



※注) 上記図は前回計画時 (H27.3) の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図-2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (11/12)

73. 永田海岸～79. 福島高松漁港海岸



※注) 上記図は前回計画時 (H27.3) の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図-2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (12/12)